

# 宗務時報

No.129

令和8年3月

文化庁宗務課

ISSN 0448-4347



目 次

論説

不当寄附勧誘防止法の制定とその後の動向

中央大学大学院法務研究科長・教授 宮下 修一…… 1

紹介

「東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定」の締結について

——東京都宗教連盟と東京都の防災への取り組み——

東京都宗教連盟 理事長 佐原 透修…… 6

表彰

令和7年度 文化庁長官表彰 …………… 9

行政資料

宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ資金供与対策広報用リーフレット

について（周知）（令和7年6月16日） …………… 11

令和6年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果について

（令和7年7月9日） …………… 13

宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る

周知及び注意喚起について（協力依頼）（令和7年8月28日） …………… 25

（1）日本弁護士連合会宛て …………… 25

（2）日本司法書士会連合会宛て …………… 27

（3）日本行政書士会連合会宛て …………… 29

（4）日本税理士会連合会宛て …………… 31

宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る

周知及び注意喚起について（協力依頼）（令和7年11月19日） …………… 33

（1）一般社団法人M&A支援機関協会宛て …………… 33

（2）一般社団法人M&Aファイナンシャルアドバイザー協会宛て …………… 35

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する

法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）（令和7年5月15日） …………… 37

（1）宗教法人宛て …………… 37

（2）都道府県宛て …………… 39

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の

活用の検討について（依頼）（令和7年6月20日） …………… 40

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について （令和7年12月3日）	43
指定宗教法人の清算に係る指針（令和7年10月20日文部科学大臣決定）	46
宗務行政の適正な遂行について（通知）（令和8年3月6日）	53
宗教法人法に定める解散命令事由について（周知）（令和8年3月6日）	55

## 宗務報告

1. 宗教法人数・認証等件数の推移	
（1）過去5年宗教法人数の推移（令和2～6年）	57
（2）過去5年宗教法人認証事務処理等件数（令和3～7年）	57
2. 指定宗教法人の清算に係る指針検討会	
（1）委員	58
（2）開催状況	59
（3）指針の決定	59
3. 宗教法人審議会	
（1）第37期宗教法人審議会委員	60
（2）開催状況	61
4. 宗教法人向け研修会の実施状況（令和7年度）	
（1）宗教法人実務研修会	62
（2）不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）	65
5. 都道府県職員向け研修会の実施状況（令和7年度）	
（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）	66
（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）	66
6. 宗教法人実務研修会の実施予定（令和8年度）	
（1）概要	68
（2）宗教法人実務研修会の講義資料の提供	69
7. 令和6年能登半島地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧	70
8. 『宗教年鑑 令和7年版』の主な統計結果	71
（1）宗教法人数	71
（2）教師数	72
（3）信者数	73
9. 文部科学大臣所轄の宗教法人の紹介（令和7年度新規設立及び所轄庁転入）	74
（1）新規設立	74
（2）所轄庁転入	74

論 説

## 不当寄附勧誘防止法の制定とその後の動向

中央大学大学院法務研究科長・教授 宮下 修一

### 1. はじめに

令和4（2022）年12月に、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（不当寄附勧誘防止法）」（以下「寄附法」という。）が制定されてから、3年が経過した。この間、同法3条に規定されている配慮義務違反が不法行為（民法709条）における違法性の判断要素として考慮されることを明言した最高裁判決（最判令和6年7月11日民集78巻3号921頁。以下「令和6年最高裁判決」という。）が登場する等、新たな展開が生じている。

そこで本稿では、まず2.で寄附法の立法経緯と概要を紹介したうえで<sup>(1)</sup>、3.で令和6年最高裁判決の内容とその意義を確認する。最後の4.では、令和7（2025）年8月に行われた「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）における議論状況と、それをふまえて同年9月に公表された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る報告書」（以下「令和7年報告書」という。）の内容を紹介する。

### 2. 不当寄附勧誘防止法の立法経緯と概要

#### (1) 立法経緯

令和4（2022）年7月8日に、安倍晋三元首相が狙撃されて死亡する事件が発生した。その後、自らの母が旧統一教会（旧・世界基督教統一神霊協会 [現・世界平和統一家庭連合]）に多額の献金を行った結果、生活苦等に陥った容疑者が、同教会と関係のある元首相を狙ったという動機が明らかになり、旧統一教会に対する批判の声が高まった。

そこで、同年8月26日に、消費者庁に「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」（以下「検討会」という。）が設置された。検討会では、霊感商法や高額献金等の問題につき、7回にわたり議論が行われ、同年10月17日に報告書が公表された。この報告書では5つの提言がなされたが、その1つに、「寄附の要求等に関する一般的な禁止規範及びその効果を定めるための法制化に向けた検討を行うべきである」ことが掲げられた<sup>(2)</sup>。

その後、さらに旧統一教会に対する社会的批判が高まる中で、当時開会中の第210回国会（臨時会）の終盤に審議がなされた結果、同年12月10日に寄附法が成立した（同年12月16日公布・令和5〔2025〕年1月5日施行〔一部は同年4月1日または6月1日施行〕）。

#### (2) 概要

##### (a) 対象

寄附法の目的は、法人等の不当な寄附の勧誘を禁止し、寄附の勧誘を受ける者（被勧誘者）

の保護を図ることである（1条）。ここで注意すべきは、寄附法は、寄附そのものを制限するのではなく、寄附の不当な勧誘を禁止しているという点である。

また、立法の契機となったのは旧統一教会による高額献金をめぐる問題であったが、寄附法は、広く法人等、すなわち、法人または法人でない社団・財団（ただし、代表者もしくは管理人の定めがあるもの）を対象とする（1条括弧書）。また、寄附が贈与のような契約で行われた場合だけではなく、債務免除や遺贈のような取引当事者の一方のみの意思表示で成立する単独行為で行われた場合も対象となる（2条）。

### **(b) 配慮義務**

寄附法では、不当な寄附を防止する手段として、配慮義務と禁止行為を定めている。

このうち前者の配慮義務とは、法人等が寄附の勧誘を行う際に、次の3つの事項に「十分に」配慮する義務を課すというものである（3条）。具体的には、①自由な意思を抑圧し、寄附に関する適切な判断が困難な状況に陥らないようにすること、②寄附により、寄附者本人・配偶者・寄附者が扶養義務を負う親族の生活の維持を困難にしないようにすること、③寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明示するとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすることである。なお、「十分に」という文言は国会審議の中で追加されたものであるが、審議の経過をふまれば、より厳格な注意を求める配慮義務を課すことを意味するものと解される。

この配慮義務に違反した場合、一定の要件を満たせば、内閣総理大臣による勧告等の行政措置がなされる可能性はあるが（6条）、直接、契約取消し等の民事的効力を定めた規定は存在しない。もっとも、次の3.で述べるように、配慮義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償責任が認められることがありうる。

### **(c) 禁止行為**

後者の禁止行為とは、第一に、法人等が寄附の勧誘をする際に次の6つの行為をすることを禁止するものである（4条）。すなわち、①勧誘者が自宅等から退去しないこと（不退去）、②勧誘者が勧誘の場から被勧誘者を退去させないこと（退去妨害）、③勧誘目的を隠して退去が困難な場所に同行すること、④威迫する言動を交えて他者との連絡を妨害すること、⑤相手方の恋愛感情等を利用して寄附をしないと関係が破綻する等と告知すること、⑥靈感等の特別な能力による知見として不安をあおり、または現在の不安につけこみ、その不安を解消するためには寄附が必要等と告知をすることである。これらの規定に違反した場合には、一定の要件を満たせば行政措置（7条）や罰則（16・17条）の対象となる。さらに、法人等が上記の禁止行為に反する行為をした結果、相手方を困惑させて寄附させた場合には、寄附者は寄附を取り消すことができる（8条）。もっとも、寄附が消費者契約法に該当する場合には、同法の規定が優先的に適用される（8条1項括弧書）。

第二に、法人等が寄附者に借入れや生活や仕事に必要な財産等を処分して寄附のための資金を調達するように要求することを禁止するものである（5条）。これらの規定に違反した場合には、第一の場合と同様に行政措置（7条）や刑罰（16・17条）の対象となるが、第一の場合と

異なり民事的効力を生じさせる規定は存在しない。ただし、(b)の配慮義務と同様に、5条に違反した場合には、不法行為に基づく損害賠償責任の対象となるものと考えられる。

#### (d) 寄附者の家族の保護

寄附法では、寄附者本人が、法人等により不当な勧誘を受けたにもかかわらず、上記の(c)で言及した取消権を行使しない場合、生活に困窮する家族の救済が図られない可能性が高い。そのような場合には、民法上の債権者代位権の制度を利用して家族が寄附者本人の取消権等を代わりに行使できるが（同法 423 条以下）、寄附法は、家族の保護を図るために、民法が対象としていない範囲についても取消権等の行使を認める旨の特例を設けている（10 条）。

### 3. 令和 6 年最高裁判決の内容と意義

#### (1) 事案の概要

すでに述べたように、寄附法では、配慮義務に違反した場合に直接民事的効力を生じさせる規定は設けられていないが、それが不法行為を構成するという令和 6 年最高裁判決が登場した<sup>(3)</sup>。以下では、まず同判決が前提とする事案の概要を説明する。

A（1929 年生まれ）は、Y（旧統一教会）の勧誘により、Y に対して 2005 年から 2009 年までの間に十数回にわたり合計約 1 億円を献金した。また、A は、同様に勧誘を受け、2010 年から 2012 年までの間に自己の所有する土地を 3 回にわたり合計約 7300 万円で売却し、そのうち 480 万円を Y に献金した。その残額は、Y の信徒会 B に預託され、2015 年までの間に、うち約 2000 万円が B を通じて献金され、約 3000 万円が A に生活費として交付された。

その後、A は、Y の信者が運転する自動車で公証人役場に行き、自らがした寄附について「欺罔・強迫、公序良俗違反を理由とする不当利得に基づく返還請求や不法行為を理由とする損害賠償など、裁判上・裁判外を含め、一切行わない」という「不起訴合意」を内容とする「念書」を作成した。その際、Y の信者により、A が献金につき返金手続をする意思がないことを肯定する様子がビデオ撮影された。なお、A は、2016 年 5 月に、アルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断されている。

A は、2017 年 3 月に、自らの献金は、Y の信者らの違法な勧誘によりなされたものとして、不法行為に基づく損害賠償等を求めて訴えを提起した。なお、A は、2021 年 7 月に死亡し、長女 X が訴訟上の地位を承継した。

第一審判決及び控訴審判決は、いずれも上記の「念書」は有効であるとして A また X の請求を棄却した。そこで X が最高裁判所に上告した。

#### (2) 判決の要旨

令和 6 年最高裁判決は、まず「念書」につき、「Y の心理的な影響の下」にあり「Y からの提案の利害得失を踏まえてその当否を冷静に判断することが困難な状態にあった」こと、また、信者によるビデオ撮影等をふまえると「不起訴合意は、終始、Y の信者らの主導の下に締結されたものである」こと等を考慮すれば、「不起訴合意は、A がこれを締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、A に対して一方的に大きな不利益を与え

るもの」であり、「公序良俗に反し、無効である」とした。

続いて、勧誘行為の違法性については、宗教団体等による献金勧誘行為は、「宗教活動の一環として許容されており、直ちに違法と評価されるものではない」としたうえで、次のように判示した。「宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。／以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である」。

本件では、上記のような観点から控訴審では十分な審理が尽くされていないとして、最高裁判所は、控訴審判決を破棄し、差戻しとした。

### **(3) 令和6年最高裁判決の評価**

令和6年最高裁判決は、まず「不起訴合意」を内容とする「念書」が公序良俗に反して無効となる（民法90条）との判断に際して、その「念書」が作成される過程における当事者の状況を具体的に考慮している点が注目される。

次に、勧誘行為の違法性については、その具体的な判断基準を示していることに加えて、訴訟提起後に立法された寄附法上の「配慮義務」がその判断に際して考慮されることを明示している点は、今後の判決に与える影響がきわめて大きいといえよう。

## **4. アドバイザー会議の議論状況と令和7年報告書**

寄附法については、その附則5条で施行後2年を目途として法律の規定の施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

これを受けて、消費者庁は、令和7（2025）年8月に、1.で述べた「アドバイザー会議」を設置した。同会議は、2回の議論を経て、「法の全面施行から2年を経過した現時点において、法改正すべき立法事実は認められないと考える」としたうえで、「今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、その内容によっては、以下の点について必要に応じ検討すべきことが考えられる」として、次の4点を指摘している。すなわち、①法の対象を現在の「法人等」にとどまらず「個人事業者」にまで広げる可能性、②配慮義務（3条）②規定されている正体や目的を隠した勧誘を禁止行為（4条）に規定する可能性、③禁止行為（4条）の要件である「困惑」について行政措置（7条）との関係では不要とする可能性、④行政措置（6条・7条）について、要件が厳しいがゆえに行政措置が適切に講じられないなどの問題が生じた場合に要

件等を再検討する可能性の4つである。

このほか、「精神的に服従させるような状態にする行為のみを捉えて規制することは困難であるところ、法においては第3条及び第6条でいくつかの要件を組み合わせることで対策を講じているものと考えられ、適当と評価できるのではないか」という意見が提示されている。また、「不当寄附勧誘に関する情報をより確実に収集するための方策」について「寄附に関する様々な立場に配慮しつつ、検討してもよいのではないか」とする意見も提示されている。

この意見を掲載したうえで、寄附法を取り巻く現状を整理してまとめたものが1.で述べた「令和7年報告書」である<sup>(4)</sup>。

今後も、上記の指摘をふまえて、寄附法の運用状況を引き続き注視していく必要がある。

## 注記

- (1) 寄附法の立法過程や内容の詳細については、宮下修一「寄附の不当勧誘と民事的効力」ジュリスト1585号（2023年）14～20頁を参照。
- (2) 検討会の資料・議事録・報告書は、消費者庁ウェブサイトで確認可能である（URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_007](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_007)〔令和8（2026）年1月31日現在（以下同様）〕）。
- (3) 令和6年最高裁判決の詳細については、宮下修一「宗教上の寄附等に関する不起訴合意の有効性」民事判例研究会編『民事判例研究1 2024年上期（別冊NBL No.191）』（商事法務、2025年）2～15頁（特に2～5頁）を参照。
- (4) 「アドバイザー会議」の議論状況及び「令和7年報告書」については、消費者庁のウェブサイトを参照（URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/)）。

## 筆者略歴 宮下 修一（みやした・しゅういち）

中央大学大学院法務研究科長・教授。昭和45（1970）年、北海道釧路市生まれ。専門分野は民法・消費者法。名古屋大学法学部卒、同大学院法学研究科博士後期課程満期退学。博士（法学）。静岡大学大学院法務研究科教授等を経て現職。消費者庁「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」座長代理等を歴任。現在、東京都消費者被害救済委員会長等を務める。著書に『消費者保護と私法理論』（信山社、2006年〔単著〕）、『消費者法（第2版）』（有斐閣、2024年〔共著〕）等がある。



## 紹介

## 「東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定」の 締結について —— 東京都宗教連盟と東京都の防災への取り組み ——

東京都宗教連盟 理事長 佐原 透修

### 1. 経緯

平成 29 年 9 月に東京都宗教連盟は、東京都内の宗教法人による災害支援体制を可及的速やかに整えるため、「1) 災害対策における、東京都と東京都宗教連盟との連携、及び情報共有を目的とした連絡調整委員会の設置、2) 都内の宗教法人所有施設における、帰宅困難者一時滞在施設等としての有効活用の促進」を要望するとして、要望書を小池百合子都知事に手交しました。併せて東京都宗教連盟と東京都で委員会を設置し、宗教施設での帰宅困難者受け入れへの協議も行いたいとの要望を行いました。その後、「東京都及び東京都宗教連盟の防災対策連絡会」を設置し、協議を開始いたしました。

平成 30 年には「東京都宗教施設における平常時・災害時の受け入れ態勢調査」を実施し、12 月には東京都神社庁を会場に東京都宗教連盟が主催し、「大規模災害を見据え、宗教施設が果たす役割」をテーマに「首都防災×宗教施設シンポジウム」を開催しました。シンポジウムではこの年に行われた調査結果についての報告がありました。報告では、耐震性を備えた施設が約 35%、井戸を持っている施設が約 20%あり、避難所として協力の意向がある宗教施設が 49%存在していることが分かり、宗教施設と行政のさらなる連携や仕組みづくりの必要性が確認されました。

宗教施設が正式に避難所として認められるには、各宗教法人と基礎自治体との間で協定を結ぶ必要があります。実際には足立区と善立寺や杉並区と立正佼成会などいくつかの宗教法人が協定を結んでおり、帰宅困難者の一時受け入れ施設となっています。調査では 49%の宗教施設が協力の意向を示しており、また東京都からも基礎自治体へ仲介を促しましたが、なかなか協定締結までには至っていません。これにはいくつかの原因があります。ひとつは基礎自治体の人員の問題です。各



図1 平成 31 年 3 月 28 日に行われた善立寺と足立区の協定式

基礎自治体に置かれている宗教法人担当は、平均で約 0.7 人となっており、他の担当と兼務するなど物理的に難しい状況があります。もうひとつは、行政が個別の宗教法人と協定を結ぶことは政教分離の原則に違反するという誤った理解から、協定を結ぶことに消極的であるということです。さらにコロナ禍があり、東京都の中で防災を担当する部局がコロナ対応にかかりきりとなり、話し合いが一時停滞しました。

その後、連絡会は再開され、令和 6 年秋からは東京都の危機管理監が参加する運びとなり、東京都と東京都宗教連盟による包括協定を締結し、東京の防災力向上を図るため、発災時に相互に連携・協力する上での基本的事項について定めることとなりました。そして令和 7 年 4 月 28 日に協定が結ばれました。

## 2. 協定の中身

本協定は東京の防災力向上を図るため、発災時に東京都と東京都宗教連盟が相互に連携・協力する上での基本的事項について定めることを目的としております。その上で相互に情報交換を密にして防災に関する連絡会を活用した情報共有等を行っていくことが取り決められました。この目的を果たしていくために、発災時に防災協力が可能な加盟団体施設（東京都宗教連盟に加盟する各宗教団体の施設をいう。）を把握し、具体的に以下の 4 つの項目について東京都と情報共有を図ることになりました。



図 2 令和 7 年 4 月 28 日に東京都庁で行われた協定式

ア) 一時滞在施設

イ) 災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）

ウ) 避難所

エ) アからウまでに掲げるもののほか、防災に対して支援を行う施設

東京都宗教連盟には約 4000 法人の加盟がありますが、大きな法人から数人で運営する法人まで規模は様々で、協定を結んだとしても、それぞれできることには違いがあります。また、すべての法人が協力するとも限りません。今回の包括協定では、できることとできないことがある中で、「このことであれば協力できる」というものを結集していくことが、東京都宗教連盟の社会貢献のありかたではないかと考えます。

### 3. 課題

基礎自治体と協定を結び、帰宅困難者を受け入れる「一時滞在施設」になると、「帰宅困難者向けの備蓄品」と「帰宅困難者向けのスマートフォン等に充電するために必要な機器」等の準備が必要となります。東京都にある事業所は、備品を購入する際、東京都から購入費用の6分の5が補助されます。東京都には全額補助の要請をしておりますが予算の関係で難しい状況です。受け入れ人数の多い施設では総額も大きくなるため、事業所の負担も大きくなります。それでも東京都は比較的予算に余裕がありますが、他の道府県では民間の施設が協力をしたくても、こういった補助がないため、なかなか協力をすることが難しい状況といえます。

災害が発生した場合に都市部では、必ず起こるのが帰宅困難者の大量発生です。この帰宅困難者を行政関係の設備だけでは受け入れきれず、どうしても民間の協力が必要となってまいります。こうした課題には地方自治体だけではなく、国が中心となって取り組んでいただきたいと切に願うものです。

### 4. 協定締結後の取り組み

令和7年11月から約1か月間、東京都の宗教法人に対する再度のアンケート調査を行いました。結果は今後公開してまいります。多くの宗教者が協力したいという意向を持っております。しかし、宗教法人の多くは家族で法人を営んでおり、大規模な受け入れは難しい状況もありますが、境内地に井戸があったり、駐車場を持っていたり、何らかの形で貢献したいと願っている宗教法人もあるかと思われまます。そういった宗教者の力を結集して、これからも地域や社会への貢献に取り組んでまいりたいと思います。

附記 今回の包括協定の締結に当たり、防災協定に情熱を傾けられ、令和3年にご逝去された新倉典生師（日蓮宗善立寺前任職）に感謝の誠を捧げます。

#### 著者略歴 佐原 透修（さはら・ゆきのぶ）

昭和43年、東京都生まれ。立正佼成会に奉職後、青年本部、北海道教区を経て、室蘭教会長を歴任。その後、公益財団法人新日本宗教団体連合会事務局長、公益財団法人日本宗教連盟事務局長、東京都宗教連盟理事を歴任。現在、立正佼成会総務部次長（渉外担当）、東京都宗教連盟理事長、公益財団法人日本宗教連盟宗教文化振興等調査研究委員会委員を務める。



## 表彰

## 令和7年度 文化庁長官表彰

文化庁では、文化活動に優れた成果を示し、我が国の文化の振興に貢献された方々、又は、日本文化の海外発信、国際文化交流に貢献された方々に対し、その功績をたたえ文化庁長官が表彰しています。

令和7年度の文化庁長官表彰として、80件を表彰しました。宗教関係者は、日本宗教連盟の理事等を務め、我が国の宗教文化の振興等に多大な貢献をした、次の皆様です（五十音順）。

石井 研士 様

（國學院大學名誉教授、元公益財団法人日本宗教連盟理事、元宗教法人審議会会長）

里雄 康意 様

（元公益財団法人日本宗教連盟理事、元公益財団法人全日本仏教会理事長、元学校法人真宗大谷学園理事長）

村鳥 邦夫 様

（元公益財団法人日本宗教連盟評議員、元宗教法人審議会委員）

表彰式は、令和7年12月17日に京都ブライトンホテル（京都府京都市上京区仕丁町330）にて行われました。このたび受章された、皆様のコメントを紹介します。

**表彰を頂いて（石井研士）**

この度は日本宗教連盟での活動に対しまして表彰状をいただきました。誠に光栄に存じます。行ってきたことが多大な宗務行政に貢献したということですが、宗教文化の振興につながっていると判断されたものようです。日本の宗教文化のあり方は、とくに先進諸国において、珍しいと思います。私だけでなく大勢の宗教学者が今後ともに発展していくよう努力、また諸活動が評価されるよう注力してまいりたいと思います。



### 文化庁長官表彰の受章にあたって（里雄康意）

この度の文化庁長官表彰有難く感謝申し上げます。

私は、様々なご縁によって、宗派の宗務総長、全日本仏教会理事長、日本宗教連盟の理事を務めさせていただきました。

この度の受章は、日本宗教連盟、全日本仏教会、宗派の皆様のおかげであります。

私が、各機関の役職に就任していたこの間、2011年東日本大震災、2024年能登半島地震、奥能登豪雨が発災し甚大な被害が発生しました。そのことに心痛み、被災されたすべての方々に思いを馳せ、全機関を挙げて一刻も早い復旧復興を願い、息の長い支援活動を行ってまいりました。

この取り組みを通じて共に支え合い、すべての人が真に安らぎ、真に満ち足りることの出来る社会の実現こそが宗教者として求め続ける課題であると気づかせていただきました。

今後もその課題と真向い、いのちの尊厳、いのちの平等に根ざした文化社会を実現する不断の取り組みに精進してまいります。



### 受章の喜びを胸にさらなる精進（村鳥邦夫）

この度の受章は身に余る光栄であり、また日本宗教連盟、教派神道連合会をはじめ大勢の皆様方にご推挙いただいた御蔭と深く感謝申し上げます。もとより浅学非才の身ではありますが、若かりし時に望まずして導かれ授かった神職を天職と肝に銘じ、精進修行を重ねてまいりました。勿論すべてが順風満帆だったわけではなく、辛酸を嘗めることを幾度も経験しました。その経験が年齢を重ねた今になって考えれば、苦しみが新しい学びを生み、精神的には幾重にも脱皮できたものと思います。私の信仰信念は「共に語らい共に悩み共に祈り共に幸せを」であります。今は神事奉仕の傍ら一人暮らしの高齢の方々に接しながら、培ってきたノウハウを生かし手料理の提供、相続贈与の相談、薬服用の確認、庭木の剪定や病理診断、詐欺被害防止の呼びかけなど多岐にわたります。それらの奉仕が微力ではありますが、神恩報謝、多くの方々への恩返し恩送りの万分の一になればと心掛けて、さらなる精進努力を重ねてまいります。



## 行政資料

宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ資金供与  
対策広報用リーフレットについて（周知）（令和7年6月16日）事務連絡  
令和7年6月16日各都道府県  
宗教法人事務主管課御中

文化庁宗務課

宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ  
資金供与対策広報用リーフレットについて（周知）

令和3年8月にマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準作りを行うための多国間枠組みである「金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）」が公表した第4次 FATF 対日審査報告書において、宗教法人を含む日本の非営利団体が、知らず知らずのうちにテロ資金供与に巻き込まれる可能性があるとの指摘がなされました。

当該指摘を踏まえ、文化庁では、これまでも「宗教法人のための運営ガイドブック」や宗教法人実務研修会において、いわゆる不活動宗教法人の放置や宗教法人の売買に類似した取引によって、宗教法人格が脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されるおそれがあるとして、注意喚起を行ってきたところです。

そして今般、財務省から、宗教法人を含む日本の非営利団体に向けて、テロ資金供与対策を呼びかける広報用リーフレットを新たに作成した旨の連絡があり、当該リーフレットについて、別添のとおり、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛てに周知するとともに、下記文化庁ホームページにも掲載しています。

については、貴都道府県におかれても所轄宗教法人に対する周知方よろしく取り計らい願います。

- 「非営利団体向けテロ資金供与対策広報用リーフレット」（財務省作成）
- 宗教活動の継続が困難となった場合には（文化庁ホームページ）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>



## 行政資料

## 令和6年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果について（令和7年7月9日）

報道発表  
令和7年7月9日

文化庁では、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人における不活動宗教法人（宗教活動は行っていないが、法人格のみ存在していると推定される法人）の状況等について調査を実施しています。

令和6年調査について取りまとめましたので公表します。

### 1. 調査の概要

#### （1）調査目的

不活動宗教法人の状況等を把握し、今後の対策の検討・推進に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

#### （2）調査対象

文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人

#### （3）調査基準日

令和6年12月31日現在

#### （4）主な調査内容

- ・不活動宗教法人数
- ・不活動宗教法人数の増減（令和6年1月1日～12月31日）

### 2. 調査結果の概要

令和6年12月31日現在において、5,019法人が不活動宗教法人として確認された。令和5年12月31日時点と比較して、588法人増加している。

### 3. 添付資料

- 令和6年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果（概要） 【別添1】
- 令和6年 不活動宗教法人数 【別添2】
- 令和6年 不活動宗教法人数の増減（令和6年1月1日～12月31日） 【別添3】
- 宗務行政の適正な遂行について（通知） 【参考1】
- 宗務行政の推進（令和7年度予算資料） 【参考2】

## 令和6年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果（概要）

## 1. 不活動宗教法人数（令和6年12月31日現在）

## 5,019法人（対前年588法人増）

（参考）過去5年間の推移

所轄庁 \ 年	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
文部科学大臣（A）	4	4	4	16	10
都道府県知事（B）	3,394	3,344	3,325	4,415	5,009
計（A+B）	3,398	3,348	3,329	4,431	5,019（※）
対前年増減（C-D）	△75	△50	△19	1,102	588
対前年増加数（C）	55	34	45	1,218	811
対前年減少数（D）	130	84	64	116	223

※「令和6年末」の「計（A+B）」における法人種別内訳は、①包括宗教法人：4法人（0.1%）

②被包括宗教法人：4,494法人（89.5%）③単立宗教法人：521法人（10.4%）である。

## 2. 不活動宗教法人の対策数（令和6年1月1日～12月31日）

（参考）過去2年間の推移

年 \ 内訳	解散命令	任意解散	合併	その他（※）	計
令和5	8	17	14	77	116
令和6	21	16	16	170	223

※「その他」には、活動再開、所轄庁における調査等により不活動宗教法人でなかったもの等が含まれる。

※令和5年の解散命令は、修正があったため前年公表の数より訂正した。

## 新たな基準による把握・整理が進捗

- 「宗務行政の適正な遂行について（通知）」（参考1）において、新たに「不活動宗教法人の判断に関する基準」を定めたことや、不活動宗教法人対策推進事業（補助金）による支援を通じて、所轄庁における不活動宗教法人の把握がさらに進み、昨年より増加。
- また不活動宗教法人の対策数も増加。解散命令は前年比2.6倍。さらに補助金を活用し、解散の手続きを進めている都道府県もあり、今年以降もさらに対策が進むことを想定。
- 文化庁としては、補助金の積極的な活用を含め、基準を活用した把握と、事実関係を確認の上、すみやかに整理を進めることにより、都道府県が主体となって対応が進むことを期待。

別添 2

## 令和 6 年不活動宗教法人数

令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在

所轄庁	総数 (①+②+③)	令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在		
		①包括宗教法人	②被包括宗教法人	③単立宗教法人
文部科学大臣 (A)	10	2	4	4
都道府県知事 (B)	5,009	2	4,490	517
北海道	167	0	138	29
青森県	6	0	5	1
岩手県	42	0	38	4
宮城県	18	0	13	5
秋田県	26	0	22	4
山形県	58	0	53	5
福島県	108	0	90	18
茨城県	45	0	32	13
栃木県	44	1	40	3
群馬県	39	0	33	6
埼玉県	33	0	30	3
千葉県	223	0	208	15
東京都	112	0	85	27
神奈川県	32	0	27	5
新潟県	360	0	343	17
富山県	162	0	159	3
石川県	67	0	59	8
福井県	25	0	19	6
山梨県	95	0	91	4
長野県	196	0	190	6
岐阜県	367	0	332	35
静岡県	86	0	71	15
愛知県	108	0	94	14
三重県	35	0	28	7
滋賀県	72	0	60	12
京都府	83	0	74	9
大阪府	367	0	317	50
兵庫県	198	0	191	7
奈良県	112	0	107	5
和歌山県	41	0	39	2
鳥取県	4	0	3	1
島根県	106	0	94	12
岡山県	128	0	113	15
広島県	302	0	267	35
山口県	80	0	74	6
徳島県	106	0	105	1
香川県	77	0	65	12
愛媛県	136	0	118	18
高知県	104	0	97	7
福岡県	197	1	174	22
佐賀県	85	0	83	2
長崎県	78	0	66	12
熊本県	138	0	122	16
大分県	64	0	55	9
宮崎県	24	0	20	4
鹿児島県	48	0	43	5
沖縄県	5	0	3	2
合計 (A + B)	5,019	4	4,494	521

令和6年 不活動宗教学法人数の増減（令和6年1月1日～12月31日） 別添3

令和6年12月31日現在

所轄庁	総数		増減	減少数	内 訳				増加数
	令和5年 12月末日 時点				解散 命令	任意 解散	合併	その他 (※)	
文部科学大臣 (A)	10	16	△ 6	6	2	0	0	4	0
都道府県知事 (B)	5,009	4,415	594	217	19	16	16	166	811
北海道	167	173	△ 6	36	0	0	1	35	30
青森県	6	3	3	0	0	0	0	0	3
岩手県	42	44	△ 2	5	0	0	1	4	3
宮城県	18	19	△ 1	1	0	0	1	0	0
秋田県	26	26	0	0	0	0	0	0	0
山形県	58	57	1	1	0	0	0	1	2
福島県	108	63	45	3	1	0	0	2	48
茨城県	45	42	3	0	0	0	0	0	3
栃木県	44	44	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	39	22	17	1	0	1	0	0	18
埼玉県	33	33	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	223	178	45	10	0	1	0	9	55
東京都	112	97	15	17	0	0	3	14	32
神奈川県	32	34	△ 2	3	0	0	3	0	1
新潟県	360	304	56	7	0	2	0	5	63
富山県	162	168	△ 6	6	0	1	0	5	0
石川県	67	67	0	1	0	0	0	1	1
福井県	25	25	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	95	104	△ 9	9	5	0	1	3	0
長野県	196	175	21	0	0	0	0	0	21
岐阜県	367	319	48	4	4	0	0	0	52
静岡県	86	72	14	13	0	0	0	13	27
愛知県	108	109	△ 1	1	0	1	0	0	0
三重県	35	36	△ 1	1	0	0	1	0	0
滋賀県	72	15	57	0	0	0	0	0	57
京都府	83	81	2	0	0	0	0	0	2
大阪府	367	341	26	14	3	3	0	8	40
兵庫県	198	47	151	1	0	0	0	1	152
奈良県	112	71	41	3	0	1	0	2	44
和歌山県	41	38	3	0	0	0	0	0	3
鳥取県	4	7	△ 3	3	0	0	3	0	0
島根県	106	105	1	3	0	2	0	1	4
岡山県	128	128	0	1	0	0	0	1	1
広島県	302	246	56	15	0	0	0	15	71
山口県	80	51	29	5	0	2	0	3	34
徳島県	106	109	△ 3	4	0	0	1	3	1
香川県	77	79	△ 2	3	0	0	0	3	1
愛媛県	136	134	2	1	0	1	0	0	3
高知県	104	104	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	197	197	0	14	5	0	0	9	14
佐賀県	85	90	△ 5	5	1	0	0	4	0
長崎県	78	78	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	138	136	2	13	0	1	0	12	15
大分県	64	63	1	2	0	0	1	1	3
宮崎県	24	23	1	1	0	0	0	1	2
鹿児島県	48	58	△ 10	10	0	0	0	10	0
沖縄県	5	0	5	0	0	0	0	0	5
合計 (A+B)	5,019	4,431	588	223	21	16	16	170	811

※「その他」には、活動再開、所轄庁における調査等により不活動宗教学法人でなかったもの等が含まれる。

## 参考 1

4 文宗務 9 0 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁宗務課長

石 崎 宏 明

宗務行政の適正な遂行について（通知）

各都道府県の宗教法人関連事務の御担当部局（以下「各都道府県宗教法人事務担当課」という。）におかれては、日頃より宗教法人に関する事務の適正な実施に努めていただいております。改めて感謝申し上げます。

今般、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 25 条第 4 項に定められる事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性等に関する答弁がありました。

このような状況を踏まえ、宗教法人法に基づく事務の適正な遂行に向けて、改めて、取組を徹底する必要があると判断し、今般、文化庁において当該事務の遂行に当たり御留意いただきたい事項を整理しました。

まず、宗教法人法第 25 条第 4 項により、宗教法人は、毎会計年度終了後 4 か月以内に、当該法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととされております。

この事務所備付け書類の提出制度は、所轄庁において、宗教法人の管理運営に関する実態の把握を継続的に可能にすることを目的として、平成 7 年の宗教法人法の改正に際して創設された重要な仕組みであり、その趣旨を踏まえれば、現に活動している全ての宗教法人から、必要な書類の提出が適切になされることが求められます。

このため、文化庁では、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成 10 年 3 月 3 日付け 10 文宗第 12 号文化庁文化庁宗務課長通知。以下「平成 10 年通知」という。）を各都道府県宗教法人事務担当課宛てにお示しし、提出された事務所備付け書類の確認や、当該書類の提出がない場合の督促及び過料の手続について、適正な対応を要請しているところですが、各都道府県宗教法人事務担当課において、改めてその重要性を認識いただくことが必要であると考えます。

また、いわゆる不活動宗教法人については、これを放置した場合、第三者により法人格が不

正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、各所轄庁の責務として、不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めることが求められています。

令和3年末時点において、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人のうち、3,348の法人が不活動宗教法人として確認されているところ、これらの法人について、それぞれの状況に応じて、活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の手続を進めること、所轄庁において裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する必要があることは、これまでも各都道府県宗教法人事務担当課に対する研修・会議等の場において周知してきたとおりです。これに加えて、既に不活動宗教法人として確認されたもの以外の法人についても、不活動の疑いが生じている場合は、宗教法人の自主性・主体性に配慮しつつも、その実態を確実に把握し、整理等の対応を迅速に進めることが必要と考えられます。

この点、これまで、不活動宗教法人の判断に関する明示的な基準が存在しなかったことや、整理の対象たるべき宗教法人の状況や意向を確認するにとどまり、整理に至らない例が多くみられてきたこと等を顧みると、今後、一層円滑に不活動宗教法人の把握・整理を進めるための基準等を示すことが、効果的な不活動宗教法人対策の推進に資するものと考えられます。

このような趣旨にかんがみ、下記のとおり取組を進める上での留意点を整理しましたので、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、これらを踏まえて、宗教法人の義務である事務所備付け書類の提出の徹底を図るため、その督促及び未提出時の過料手続を確実に実施することや、不活動が疑われる宗教法人に対しては、その把握及び対応をこれまで以上に迅速に行うこと等について、遺漏なく御対応いただくようお願いします。

なお、本件通知の内容及び趣旨については、今後、各都道府県宗教法人事務担当課を対象に文化庁が実施する研修会等の場において、改めて説明することを予定しているほか、文化庁においては、文部科学大臣所轄宗教法人に対しても、この趣旨を周知することとしており、当該周知内容については、別途各都道府県宗教法人事務担当課にお知らせします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 事務所備付け書類の提出の徹底について

事務所備付け書類の提出に係る事務については、平成10年通知の内容を改めて確認するとともに、特に以下の点に留意の上、宗教法人法の確実な適用にお取り組み願いたい。

#### (1) 提出された事務所備付け書類の確認及び督促の確実な実施

- 宗教法人法に定める事務所備付け書類の提出期限（毎会計年度終了後4か月以内）を徒過しても、当該書類の提出が確認できない場合は、当該法人及びその代表役員等に対して督促状を確実に送付し、当該書類の提出を求めること。

- この際、平成 10 年通知にあつては、事務所備付け書類の提出期限から督促状の送付を行うまでの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに督促を行うこと。  
また、当該 2 か月の期間において、實際上法人に連絡を試みるなどして書類の提出を促すことは差し支えないこと（文化庁においては、当該期間に事務連絡の形式によって法人に提出を促すこととしている。）。
- 書類が未提出である法人及びその代表役員等に対して発出した督促状が不達となるなど、その所在地及び住所地における実在が明らかでなく、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができない場合には、2. に示すとおり、当該法人を不活動宗教法人として取り扱うこと。  
また、ある年において事務所備付け書類の提出がなく、過料事件通知書の対象となった宗教法人から、その翌年においても期限までに提出がなかった場合は、上記に従って督促を行い、なお提出がない場合は、2. に示すとおり、当該法人について不活動宗教法人として取り扱うこと。ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の処理を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促すこと。
- なお、宗教法人から提出された事務所備付け書類については、当該法人において所轄庁の変更がなされ、それらの書類の移管を行う必要が生じる可能性があることも念頭に、各都道府県において定められる文書の取扱いに関する規程に基づき、適切に保管・管理し、移管の必要が生じた場合には、変更後の所轄庁にすみやかに書類を引き継ぐこと（文化庁においては、事務所備付け書類の保存期間は 5 年間としている。）。

## (2) 過料手続の確実な実施

- 上記 1. (1) に示すとおり、督促状を送付してもなお事務所備付け書類の提出がない法人に対しては、宗教法人法第 88 条第 5 号の規定に基づき、当該法人の代表役員等についての過料事件通知書を裁判所に対して送付すること（具体的な手順については平成 10 年通知及び「提出書類に関する留意事項について」（平成 11 年 3 月 30 日付け文宗務第 24 号文化庁文化庁宗務課長通知）を参照すること。）。
- この際、平成 10 年通知にあつては、法人に対する督促状の送付から裁判所に対する過料事件通知書の送付までの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに過料の手続を進めること。
- 事務所備付け書類の提出期限が到来してから、上に掲げたような督促の手続等を経て、最終的に当該法人について過料事件通知書を裁判所に対して送付する手続に着手するまでの期間は、最大でも 1 年間を目安とすること（この点、文化庁においては、たとえば、7

月末日に事務所備付け書類の提出期限が到来する法人に対しては、同年の12月中に督促を行い、翌年の3月中に過料の手續に着手するといったスケジュールにより手續を実施しており、参考にされたいこと。)

- ・ 2. に示すところによって不活動宗教法人と判断された法人については、過料の手續を執るのではなく、解散命令の請求等を通じてその整理を図ること。ただし、不活動宗教法人の整理の過程において、当該法人が不活動宗教法人に当たらない事情が明らかとなった場合は、その時点で改めて過料の手續を行うこと。

## 2. 不活動宗教法人の確実な把握及び整理の加速化について

不活動宗教法人の把握及びその整理の事務が迅速に遂行されるよう、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、以下に掲げる事項を踏まえて対策の徹底にお取り組み願いたい。

### (1) 不活動宗教法人の確実な把握

- ・ 所轄する宗教法人について、別紙に示す「不活動宗教法人の判断に関する基準」に該当するものがあるときは、これをただちに不活動宗教法人と判断し、必要に応じて活動実態を確認した上で、すみやかに整理の手續を開始すること。この際、不活動宗教法人であるおそれがある、又はその疑いがあるといった曖昧な位置づけをすることなく、基準に当たるものは遺漏なく不活動宗教法人と判断すること。
- ・ 上記の基準の適用に当たっては、事務所備付け書類の提出や規則変更の認証申請等の機会を有効に活用すること。  
たとえば、提出された事務所備付け書類の確認に際しては、平成10年通知に示される確認事項を参照して、不活動宗教法人の判断に関する基準に該当する事実がないかについて判断すること。
- ・ なお、規則変更の認証について審査する際には、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」(平成16年2月19日付け15庁文第340号、文化庁次長通知)を参照し、規則の変更に関与する代表役員等が正当に選任された者であることについて疑義がある場合には、当該選任の手續を調査すること。同様に、目的の変更・主たる事務所の所在地の変更等の場合において、反社会的勢力が宗教法人に介入している疑いがあるなど当該法人の同一性に疑義がある場合には、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員等の選任経過等について十分な調査を行うこと。この際、主たる事務所の所在地の変更等により、所轄庁の変更を伴う場合においては、当該変更前後の所轄庁の間において十分連携の上、事実関係を適切に確認すること。

### (2) 不活動宗教法人の整理の加速化

- ・ 今後、不活動宗教法人と判断したものについては、原則として、宗教法人法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる宗教法人の解散命令事由のいずれかに該当するか

ついて、事実関係を確認し、同事由のいずれかに該当すると認められた場合は、速やかに当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に解散命令を請求するための手続に着手すること。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

- ・ ただし、その過程において、宗教法人側から、当該法人の状況（宗教活動の終了又は停止、境内建物の滅失、代表役員等の欠失）について申出及び説明があった場合や、他の宗教法人との合併や任意解散に向けた準備を進めているなど、法人の個別の事情について所轄庁として了知した場合には、当該法人の動向を注視するとともに、必要に応じて相談・助言を行うとともに、当該法人を包括する宗教団体があるときは、当該包括宗教団体との連携を促すなど適切に対応すること。その上で、法人の任意による整理が困難と判断した場合は、解散命令を請求するための手続を行うこと。
- ・ このほか、不活動宗教法人と判断した法人の整理の手順については、今後、その詳細を示す手引きを作成し、各都道府県宗教法人事務担当課宛て周知する予定であること。
- ・ 文部科学大臣所轄宗教法人のうちの不活動宗教法人についても、文化庁において速やかな整理を図ることとしており、これを確実に進めるため、具体的な整理計画の策定を予定しているところ、各都道府県宗教法人事務担当課におかれても、所轄する宗教法人の実情を踏まえて、計画的に整理を進めるよう留意いただきたいこと。  
各都道府県における整理の状況等については、今後、文化庁への情報提供を依頼することがあること。

### 3. 各都道府県における事務の適正な遂行のための基盤整備について

上記にお示ししたような事項に留意しつつ、今後、宗教法人法に基づく関連事務の一層の適正化を図るためには、それらの事務に当たる体制の整備が必要であることから、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、組織・定員等の担当部局とも積極的に御調整いただき、必要な体制整備について配慮いただきたい。

また、不活動宗教法人の把握・整理等に係る財政面での支援として、文化庁においては、これまで「不活動宗教法人対策推進事業」を実施してきたところ、令和5年度から、全ての都道府県において当該事業を活用いただけるよう、事業規模の充実を図ることとしている。この詳細については別途周知を行うこととしているが、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、当該事業を活用しつつ取組を計画されたい。

不活動宗教法人の判断に関する基準

令和5年3月31日

文化庁宗務課

1. 宗教法人の各所轄庁においては、宗教法人制度の信頼性を維持し、その適正な機能を確保するためには、不活動宗教法人に対する徹底した対策が必要であることを十分に認識し、自ら所轄する宗教法人について、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当該法人をただちに不活動宗教法人と判断し、速やかにその整理に着手すること。

- ① 宗教法人から、宗教法人法第25条第4項に基づく事務所備付け書類の提出がなされなかった場合において、所轄庁が当該法人に対して督促を行う過程で、郵送した督促状等の書面が不達となるなど、法人の所在地及び当該法人の代表役員の住所地における実在が明らかでないことが判明し、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができなかったとき
- ② 事務所備付け書類の提出を怠ったことを理由として、過料事件通知書の送付の対象となった宗教法人から、翌年も連続して、所轄庁の督促にもかかわらず事務所備付け書類が提出されなかったとき（ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続きを行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促す。）
- ③ 宗教法人から提出された事務所備付け書類の確認、申請された規則の変更等の認証の過程において、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成10年3月3日付け10文宗第12号）又は「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成16年2月19日付け15庁文第340号）に基づき、事実関係を調査すべき事情があり、調査の結果、当該宗教法人に宗教法人法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる事由（以下「不活動による解散命令事由」という。）のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
- ④ 所轄庁において収集した宗教法人に関連する情報資料により、又は捜査機関及び税務当局その他の関係機関からの情報提供等により、当該宗教法人に不活動による解散命令事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
- ⑤ 宗教法人から、宗教活動を停止する若しくは終了する旨の申出、境内建物が滅失し再建の予定がない旨の申出、又は代表役員が死亡若しくは退任したことにより不在となり代務者又は後任者を置く予定がない旨の申出等があった場合において、当該法人が自ら合併・解散等を通じて法人を整理することが困難と認められるとき

2. 上記に基づき、不活動宗教法人と判断したものについては、速やかに当該法人について、不活動による解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由のいずれかに該当すると認められる場合には、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に解散命令の請求を行うこと。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

この手順の詳細については、文化庁宗務課において別途示す手引きを参照すること。

# 宗務行政の推進

## 現状・課題

全国には約18万の宗教学法人が存在するが、そのうち約4千法人が不活動宗教学法人として確認されている。不活動宗教学法人を放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながることがおそれがあることから、不活動宗教学法人の整理・対策を進めることがきわめて重要である。

## 事業内容

### 不活動宗教学法人対策推進事業

260百万円（297百万円）

- 目的：都道府県等が実施する不活動宗教学法人対策のために必要な経費を支援することで、不活動宗教学法人の整理・対策の加速化を図る。
- 補助事業者：都道府県、民間団体等
- 補助率：原則、補助対象経費の80%
- 支援内容：
  - ① 不活動宗教学法人に関する実態調査  
不活動宗教学法人の実態把握のための現地調査、情報収集
  - ② 不活動宗教学法人対策のための方策策定  
有識者で構成される対策会議の設置・開催、対策策定
  - ③ 対策実施  
(活動再開、吸収合併、任意解散、解散命令請求の実施)
  - ④ 不活動宗教学法人対策に関する情報発信・広報
  - ⑤ 相談窓口の設置 等

(参考) 不活動宗教学法人の推移 (都道府県知事所轄)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3,690	3,643	3,578	3,539	3,524	3,469	3,394	3,344	3,325	4,415

## 不活動宗教学法人対策の一層の加速化

### アウトプット (活動目標)

- 都道府県への不活動宗教学法人対策推進補助金の交付
- 宗務統計調査の実施
- 研修会の実施

### 短期アウトカム (成果目標)

- 所轄庁による不活動宗教学法人の把握・整理
- 研修会の受講者の満足度9割

### 長期アウトカム (成果目標)

- 所轄庁による不活動宗教学法人の対策の加速化
- 宗務統計調査の調査票の回収率8割
- 大臣所轄法人の備付け書類の写しの提出率9割

担当：宗務課

## 参考2

令和7年度予算額 296百万円  
 (前年度予算額 346百万円)  
 令和6年度補正予算額 31百万円



### 衆議院 予算委員会 (令和5年2月1日) 総理発言抜粋

…まず本来徴収すべき書類の徴収を徹底しないことにより、不活動宗教学法人を放置することになり、そして第三者により法人格が不正に取得され脱税や営利行為等に悪用される、こうした可能性が広がるといふようなことは、まずあってはならないことだと思います。この実態把握の部分についても、こればかりに徹底しなければならぬと思いますし、そしてその把握を踏まえてこの不活動宗教学法人と認められたものについては合併、任意解散、あるいは解散命令請求によって速やかに整理が進められるべきものだと思います。…文化庁においては全力で取り組むよう、私の方からもしっかりと指示をしたいと思っております。

### 宗務行政のデジタル化 400百万円 (250百万円) 【一部補正】

- 目的：政府全体で業務のデジタル化が推進されるなか、宗務行政では煩雑で膨大な業務の効率化が課題となっていることから、早急に宗務行政のデジタル化を推進する。宗教学法人法で定められた提出義務のある書類等が提出されなれないことなどにより、その活動実態が不明となっている不活動宗教学法人が社会的に問題となっていることから、各種書類の電子化を進め、利便性を高める。

#### ① 宗教学法人台帳システムの改修・保守 300百万円 (210百万円) ※ 【一部補正】

現在、紙で行っている書類等の受付について、デジタル庁のe-Govと連携し、電子申請を導入することで利便性を高め、宗教学法人からの各種書類の提出を一層促進する。  
 【連携機関：デジタル庁】

#### ② 宗務行政関係資料の電子化 400百万円 (400百万円)

昭和26年の宗教学法人法施行以来、法人から提出のあった申請書について、今後も永続的な使用に耐えるよう電子化を進める。  
 【連携機関：総務省統計局】

#### ③ 宗務統計調査のオンライン化 600百万円 (新規) 【補正】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月閣議決定)を踏まえ、ヒューマンエラー低減や業務効率化の観点からオンライン調査を導入する。  
 【連携機関：総務省統計局】

### 適正な宗務行政の推進のための研修会の実施 1200百万円 (1200百万円)

- 目的：宗教学法人制度を適正に運用するために、宗教学法人や都道府県の担当者に対し、宗教学法人法に基づく事務処理に関する知識を深める研修会を開催する。
- おもな内容：① 都道府県宗教学法人事務担当者研修会  
② 宗教学法人実務研修会 (5地区9会場)

※デジタル庁計上分を含む。また、上記の他、事務経費を計上。

## 行政資料

**宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る周知及び注意喚起について（協力依頼）（令和7年8月28日）****（1）日本弁護士連合会宛て**事務連絡  
令和7年8月28日日本弁護士連合会  
事務総長 岡田理樹 殿文化庁宗務課長  
前田幸宣宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る  
周知及び注意喚起について（協力依頼）

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）に基づき設立された宗教法人について、その本来の目的を潜脱した宗教法人の売買に類似した取引の事例が見られるところ、文化庁としましては、この課題の解消に取り組む必要があると考えております。つきましては、貴会の御協力をいただきたく、下記のとおり御連絡いたします。

## 記

**1. 宗教法人の売買に類似した取引の現状**

宗教法人とは、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎として、法に基づき設立される公益法人の一類型であり、法の定めるところにより、宗教団体のみがこの法人格を取得できることとされています（第4条）。法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることをその目的としています（第1条）。

しかし今次、節税への活用等を目的として、宗教法人の売買に類似した取引（主として、法人の代表役員の地位その他の実質的に法人の運営に対して深い影響を及ぼす法人内の地位を、名目のいかに問わず、寄附等、金銭その他の財産上の利益を与えることにより得る取引行為をいいます。）によって、宗教活動を目的としない第三者により宗教法人格が不正に取得され

ていることが報道等において指摘されるなど、宗教法人格が、脱税や犯罪収益の移転、いわゆるマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されているおそれがあることが問題視されています。

同法は、宗教活動以外の目的に法人格を利用する事態をそもそも想定しておらず、元来の宗教活動を継続・継承する意思のない第三者が法人格を取得する行為は、法の目的に合致しません。このような事態が放置されてしまえば、宗教法人という仕組み自体への信頼の失墜を招くおそれがあることはもとより、社会的にも望ましいものとは言えないと考えております。

## 2. 文化庁におけるこれまでの対応と課題

文化庁としては、特に、宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみが残存している法人（いわゆる不活動宗教法人）について、これまでも各都道府県と連携して、法人の活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の進めること、裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する取組を進め、第三者による法人格の不正取得等への対策を行うとともに、文化庁のホームページや宗教法人関係者が参加する研修会等において、法人格の不正取得等により脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為が行われる危険性について繰り返し周知・広報を行うなど、法に基づく事務の適正な遂行に向けて、取組を徹底してきたところです。

しかし、依然として宗教法人の売買に類似する取引が行われているとする報道があることや、当該取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが存在していることなどから、本件問題については、未だ社会から十分に認知されているとは言えない状況です。

このような法の目的を潜脱する取引の抑止を図るためには、宗教法人の関係者のみならず、各種行政手続を支援される弁護士の皆様に対しても、上記の現状及び課題についての認識を深めていただくことが大変重要であると考えております。

## 3. 貴会に御協力いただきたいこと

上記の趣旨を踏まえ、貴会におかれては、各弁護士会及び弁護士の皆様に対して以下に掲げる事項についての周知及び注意喚起をお願いいたします。

- (1) 法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがあること。
- (2) 宗教法人の代表役員等の地位の変更に係る依頼や相談等を受けた場合には、法の趣旨を踏まえ、当該変更がその宗教法人の元来の宗教活動の継続を目的としたものであるかという点について留意いただきたいこと。

**(2) 日本司法書士会連合会宛て**事務連絡  
令和7年8月28日日本司法書士会連合会  
会長 小澤吉徳 殿文化庁宗務課長  
前田幸宣宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る  
周知及び注意喚起について（協力依頼）

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）に基づき設立された宗教法人について、その本来の目的を潜脱した宗教法人の売買に類似した取引の事例が見られるところ、文化庁としましては、この課題の解消に取り組む必要があると考えております。つきましては、貴会の御協力をいただきたく、下記のとおり御連絡いたします。

## 記

**1. 宗教法人の売買に類似した取引の現状**

宗教法人とは、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎として、法に基づき設立される公益法人の一類型であり、法の定めるところにより、宗教団体のみがこの法人格を取得できることとされています（第4条）。法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることをその目的としています（第1条）。

しかし今次、節税への活用等を目的として、宗教法人の売買に類似した取引（主として、法人の代表役員の地位その他の実質的に法人の運営に対して深い影響を及ぼす法人内の地位を、名目のいかんを問わず、寄附等、金銭その他の財産上の利益を与えることにより得る取引行為をいいます。）によって、宗教活動を目的としない第三者により宗教法人格が不正に取得されていることが報道等において指摘されるなど、宗教法人格が、脱税や犯罪収益の移転、いわゆるマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されているおそれがあることが問題視されています。

同法は、宗教活動以外の目的に法人格を利用する事態をそもそも想定しておらず、元来の宗教活動を継続・継承する意思のない第三者が法人格を取得する行為は、法の目的に合致しません。このような事態が放置されてしまえば、宗教法人という仕組み自体への信頼の失墜を招くおそれがあることはもとより、社会的にも望ましいものとは言えないと考えております。

## 2. 文化庁におけるこれまでの対応と課題

文化庁としては、特に、宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみが残存している法人（いわゆる不活動宗教法人）について、これまでも各都道府県と連携して、法人の活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の進めること、裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する取組を進め、第三者による法人格の不正取得等への対策を行うとともに、文化庁のホームページや宗教法人関係者が参加する研修会等において、法人格の不正取得等により脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為が行われる危険性について繰り返し周知・広報を行うなど、法に基づく事務の適正な遂行に向けて、取組を徹底してきたところです。

しかし、依然として宗教法人の売買に類似する取引が行われているとする報道があることや、当該取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが存在していることなどから、本件問題については、未だ社会から十分に認知されているとは言えない状況です。

このような法の目的を潜脱する取引の抑止を図るためには、宗教法人の関係者のみならず、各種行政手続を支援される司法書士の皆様に対しても、上記の現状及び課題についての認識を深めていただくことが大変重要であると考えております。

## 3. 貴会に御協力いただきたいこと

上記の趣旨を踏まえ、貴会におかれては、各司法書士会及び各支部並びに会員の皆様に対して以下に掲げる事項についての周知及び注意喚起をお願いいたします。

- (1) 法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがあること。
- (2) 宗教法人の代表役員等の地位の変更に係る依頼や相談等を受けた場合には、法の趣旨を踏まえ、当該変更がその宗教法人の元来の宗教活動の継続を目的としたものであるかという点について留意いただきたいこと。
- (3) 宗教法人格の不正な取引が疑われる依頼や相談等を受けた場合は、可能な範囲で当課に対して情報提供を行っていただきたいこと。
- (4) 宗教法人格の不正な取引の調査のため、捜査機関や裁判所等からの法的な要請があった場合には、適切に対応していただきたいこと。

**(3) 日本行政書士会連合会宛て**事務連絡  
令和7年8月28日日本行政書士会連合会  
会長 宮本重則 殿文化庁宗務課長  
前田幸宣宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る  
周知及び注意喚起について（協力依頼）

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）に基づき設立された宗教法人について、その本来の目的を潜脱した宗教法人の売買に類似した取引の事例が見られるところ、文化庁としましては、この課題の解消に取り組む必要があると考えております。つきましては、貴会の御協力をいただきたく、下記のとおり御連絡いたします。

## 記

**1. 宗教法人の売買に類似した取引の現状**

宗教法人とは、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎として、法に基づき設立される公益法人の一類型であり、法の定めるところにより、宗教団体のみがこの法人格を取得できることとされています（第4条）。法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることをその目的としています（第1条）。

しかし今次、節税への活用等を目的として、宗教法人の売買に類似した取引（主として、法人の代表役員の地位その他の実質的に法人の運営に対して深い影響を及ぼす法人内の地位を、名目のいかんを問わず、寄附等、金銭その他の財産上の利益を与えることにより得る取引行為をいいます。）によって、宗教活動を目的としない第三者により宗教法人格が不正に取得されていることが報道等において指摘されるなど、宗教法人格が、脱税や犯罪収益の移転、いわゆるマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されているおそれがあることが問題視されています。

同法は、宗教活動以外の目的に法人格を利用する事態をそもそも想定しておらず、元来の宗教活動を継続・継承する意思のない第三者が法人格を取得する行為は、法の目的に合致しません。このような事態が放置されてしまえば、宗教法人という仕組み自体への信頼の失墜を招くおそれがあることはもとより、社会的にも望ましいものとは言えないと考えております。

## 2. 文化庁におけるこれまでの対応と課題

文化庁としては、特に、宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみが残存している法人（いわゆる不活動宗教法人）について、これまでも各都道府県と連携して、法人の活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の進めること、裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する取組を進め、第三者による法人格の不正取得等への対策を行うとともに、文化庁のホームページや宗教法人関係者が参加する研修会等において、法人格の不正取得等により脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為が行われる危険性について繰り返し周知・広報を行うなど、法に基づく事務の適正な遂行に向けて、取組を徹底してきたところです。

しかし、依然として宗教法人の売買に類似する取引が行われているとする報道があることや、当該取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが存在していることなどから、本件問題については、未だ社会から十分に認知されているとは言えない状況です。

このような法の目的を潜脱する取引の抑止を図るためには、宗教法人の関係者のみならず、各種行政手続を支援される行政書士の皆様に対しても、上記の現状及び課題についての認識を深めていただくことが大変重要であると考えております。

## 3. 貴会に御協力いただきたいこと

上記の趣旨を踏まえ、貴会におかれては、各行政書士会及び会員の皆様に対して以下に掲げる事項についての周知及び注意喚起をお願いいたします。

- (1) 法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがあること。
- (2) 宗教法人の代表役員等の地位の変更に係る依頼や相談等を受けた場合には、法の趣旨を踏まえ、当該変更がその宗教法人の元来の宗教活動の継続を目的としたものであるかという点について留意いただきたいこと。
- (3) 宗教法人格の不正な取引が疑われる依頼や相談等を受けた場合は、可能な範囲で当課に対して情報提供を行っていただきたいこと。
- (4) 宗教法人格の不正な取引の調査のため、捜査機関や裁判所等からの法的な要請があった場合には、適切に対応していただきたいこと。

**(4) 日本税理士会連合会宛て**事務連絡  
令和7年8月28日日本税理士会連合会  
会長 太田直樹 殿文化庁宗務課長  
前田幸宣宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る  
周知及び注意喚起について（協力依頼）

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）に基づき設立された宗教法人について、その本来の目的を潜脱した宗教法人の売買に類似した取引の事例が見られるところ、文化庁としましては、この課題の解消に取り組む必要があると考えております。つきましては、貴会の御協力をいただきたく、下記のとおり御連絡いたします。

## 記

**1. 宗教法人の売買に類似した取引の現状**

宗教法人とは、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎として、法に基づき設立される公益法人の一類型であり、法の定めるところにより、宗教団体のみがこの法人格を取得できることとされています（第4条）。法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることをその目的としています（第1条）。

しかし今次、節税への活用等を目的として、宗教法人の売買に類似した取引（主として、法人の代表役員の地位その他の実質的に法人の運営に対して深い影響を及ぼす法人内の地位を、名目のいかんを問わず、寄附等、金銭その他の財産上の利益を与えることにより得る取引行為をいいます。）によって、宗教活動を目的としない第三者により宗教法人格が不正に取得されていることが報道等において指摘されるなど、宗教法人格が、脱税や犯罪収益の移転、いわゆるマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されているおそれがあることが問題視されています。

同法は、宗教活動以外の目的に法人格を利用する事態をそもそも想定しておらず、元来の宗教活動を継続・継承する意思のない第三者が法人格を取得する行為は、法の目的に合致しません。このような事態が放置されてしまえば、宗教法人という仕組み自体への信頼の失墜を招くおそれがあることはもとより、社会的にも望ましいものとは言えないと考えております。

## 2. 文化庁におけるこれまでの対応と課題

文化庁としては、特に、宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみが残存している法人（いわゆる不活動宗教法人）について、これまでも各都道府県と連携して、法人の活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の進めること、裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する取組を進め、第三者による法人格の不正取得等への対策を行うとともに、文化庁のホームページや宗教法人関係者が参加する研修会等において、法人格の不正取得等により脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為が行われる危険性について繰り返し周知・広報を行うなど、法に基づく事務の適正な遂行に向けて、取組を徹底してきたところです。

しかし、依然として宗教法人の売買に類似する取引が行われているとする報道があることや、当該取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが存在していることなどから、本件問題については、未だ社会から十分に認知されているとは言えない状況です。

このような法の目的を潜脱する取引の抑止を図るためには、宗教法人の関係者のみならず、各種行政手続を支援される税理士の皆様に対しても、上記の現状及び課題についての認識を深めていただくことが大変重要であると考えております。

## 3. 貴会に御協力いただきたいこと

上記の趣旨を踏まえ、貴会におかれては、各税理士会及び各支部並びに会員の皆様に対して以下に掲げる事項についての周知及び注意喚起をお願いいたします。

- (1) 法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがあること。
- (2) 宗教法人の代表役員等の地位の変更に係る依頼や相談等を受けた場合には、法の趣旨を踏まえ、当該変更がその宗教法人の元来の宗教活動の継続を目的としたものであるかという点について留意いただきたいこと。
- (3) 宗教法人格の不正な取引が疑われる依頼や相談等を受けた場合は、可能な範囲で当課に対して情報提供を行っていただきたいこと。
- (4) 宗教法人格の不正な取引の調査のため、捜査機関や裁判所等からの法的な要請があった場合には、適切に対応していただきたいこと。

## 行政資料

## 宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る周知及び注意喚起について（協力依頼）（令和7年11月19日）

### （1）一般社団法人M&A支援機関協会宛て

事務連絡  
令和7年11月19日

一般社団法人M&A支援機関協会  
代表理事 三宅 卓 殿

文化庁宗務課長  
前田 幸 宣

宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る  
周知及び注意喚起について（協力依頼）

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）に基づき設立された宗教法人について、その本来の目的を潜脱した宗教法人の売買に類似した取引の事例が見られるところ、文化庁としましては、この課題の解消に取り組む必要があると考えております。つきましては、貴会の御協力をいただきたく、下記のとおり御連絡いたします。

### 記

#### 1. 宗教法人の売買に類似した取引の現状

宗教法人とは、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎として、法に基づき設立される公益法人の一類型であり、法の定めるところにより、宗教団体のみがこの法人格を取得できることとされています（第4条）。法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることをその目的としています（第1条）。

しかし今次、節税への活用等を目的として、宗教法人の売買に類似した取引（主として、法人の代表役員の地位その他の実質的に法人の運営に対して深い影響を及ぼす法人内の地位、名目のいかなを問わず、寄附等、金銭その他の財産上の利益を与えることにより得る取引行為をいいます。）によって、宗教活動を目的としない第三者により宗教法人格が不正に取得されて

いることが報道等において指摘されるなど、宗教法人格が、脱税や犯罪収益の移転、いわゆるマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されているおそれがあることが問題視されています。

同法は、宗教活動以外の目的に法人格を利用する事態をそもそも想定しておらず、元来の宗教活動を継続・継承する意思のない第三者が法人格を取得する行為は、法の目的に合致しません。このような事態が放置されてしまえば、宗教法人という仕組み自体への信頼の失墜を招くおそれがあることはもとより、社会的にも望ましいものとは言えないと考えております。

## 2. 文化庁におけるこれまでの対応と課題

文化庁としては、特に、宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみが残存している法人（いわゆる不活動宗教法人）について、これまでも各都道府県と連携して、法人の活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の進めること、裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する取組を進め、第三者による法人格の不正取得等への対策を行うとともに、文化庁のホームページや宗教法人関係者が参加する研修会等において、法人格の不正取得等により脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為が行われる危険性について繰り返し周知・広報を行うなど、法に基づく事務の適正な遂行に向けて、取組を徹底してきたところです。

しかし、依然として宗教法人の売買に類似する取引が行われているとする報道があることや、当該取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが存在していることなどから、本件問題については、未だ社会から十分に認知されているとは言えない状況です。

このような法の目的を潜脱する取引の抑止を図るためには、宗教法人の関係者のみならず、M&A支援業を営む事業者の皆様に対しても、上記の現状及び課題についての認識を深めていただくことが大変重要であると考えております。

## 3. 貴会に御協力いただきたいこと

上記の趣旨を踏まえ、貴会におかれては、法の目的を潜脱する宗教法人の売買に類似した取引により、違法行為を助長することがないように、各会員の皆様に対し、法令を遵守する企業姿勢として、以下に掲げる事項についての周知及び注意喚起をお願いいたします。

- (1) 法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがあること。
- (2) 法の趣旨を踏まえ、宗教法人の売買に類似した取引を呼びかける行為は、行わないようにすること。
- (3) 宗教法人格の不正な取引が疑われる依頼や相談等を受けた場合は、可能な範囲で当課に対して情報提供を行っていただきたいこと。
- (4) 宗教法人格の不正な取引の調査のため、捜査機関や裁判所等からの法的な要請があった場合には、各会員の社内規定等に基づき、適切に対応していただきたいこと。

**(2) 一般社団法人M&Aファイナンシャルアドバイザー協会宛て**事務連絡  
令和7年11月19日一般社団法人M&Aファイナンシャルアドバイザー協会  
代表理事 森 山 保 殿  
代表理事 門 澤 慎 殿文化庁宗務課長  
前 田 幸 宣宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る  
周知及び注意喚起について（協力依頼）

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）に基づき設立された宗教法人について、その本来の目的を潜脱した宗教法人の売買に類似した取引の事例が見られるところ、文化庁としましては、この課題の解消に取り組む必要があると考えております。つきましては、貴会の御協力をいただきたく、下記のとおり御連絡いたします。

## 記

**1. 宗教法人の売買に類似した取引の現状**

宗教法人とは、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎として、法に基づき設立される公益法人の一類型であり、法の定めるところにより、宗教団体のみがこの法人格を取得できることとされています（第4条）。法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることをその目的としています（第1条）。

しかし今次、節税への活用等を目的として、宗教法人の売買に類似した取引（主として、法人の代表役員の地位その他の実質的に法人の運営に対して深い影響を及ぼす法人内の地位を、名目のいかんを問わず、寄附等、金銭その他の財産上の利益を与えることにより得る取引行為をいいます。）によって、宗教活動を目的としない第三者により宗教法人格が不正に取得されていることが報道等において指摘されるなど、宗教法人格が、脱税や犯罪収益の移転、いわゆるマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されているおそれがあることが問題視されています。

同法は、宗教活動以外の目的に法人格を利用する事態をそもそも想定しておらず、元来の宗教活動を継続・継承する意思のない第三者が法人格を取得する行為は、法の目的に合致しません。このような事態が放置されてしまえば、宗教法人という仕組み自体への信頼の失墜を招くおそれがあることはもとより、社会的にも望ましいものとは言えないと考えております。

## 2. 文化庁におけるこれまでの対応と課題

文化庁としては、特に、宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみが残存している法人（いわゆる不活動宗教法人）について、これまでも各都道府県と連携して、法人の活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の手続を進めること、裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する取組を進め、第三者による法人格の不正取得等への対策を行うとともに、文化庁のホームページや宗教法人関係者が参加する研修会等において、法人格の不正取得等により脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為が行われる危険性について繰り返し周知・広報を行うなど、法に基づく事務の適正な遂行に向けて、取組を徹底してきたところです。

しかし、依然として宗教法人の売買に類似する取引が行われているとする報道があることや、当該取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが存在していることなどから、本件問題については、未だ社会から十分に認知されているとは言えない状況です。

このような法の目的を潜脱する取引の抑止を図るためには、宗教法人の関係者のみならず、M&A支援業を営む事業者の皆様に対しても、上記の現状及び課題についての認識を深めていただくことが大変重要であると考えております。

## 3. 貴会に御協力いただきたいこと

上記の趣旨を踏まえ、貴会におかれては、法の目的を潜脱する宗教法人の売買に類似した取引により、違法行為を助長することがないように、各会員の皆様に対し、法令を遵守する企業姿勢として、以下に掲げる事項についての周知及び注意喚起をお願いいたします。

- (1) 法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがあること。
- (2) 法の趣旨を踏まえ、宗教法人の売買に類似した取引を呼びかける行為は、行わないようにすること。
- (3) 宗教法人格の不正な取引が疑われる依頼や相談等を受けた場合は、可能な範囲で当課に対して情報提供を行っていただきたいこと。
- (4) 宗教法人格の不正な取引の調査のため、捜査機関や裁判所等からの法的な要請があった場合には、各会員の社内規定等に基づき、適切に対応していただきたいこと。

## 行政資料

**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等  
に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）（令  
和 7 年 5 月 1 5 日）****（1）宗教法人宛て**7 文宗務第 5 8 号  
令和 7 年 5 月 1 5 日各文部科学大臣所轄  
宗教法人代表役員 殿文化庁宗務課長  
山 田 泰 造刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に  
関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

令和 4 年 6 月 1 7 日、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布され、また、同日公布された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号。以下「改正法」という。）によって、別紙のとおり宗教法人法（以下「法」という。）の一部が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

ついては、これに伴う宗教法人に関する事務については、下記の点に留意の上、取り計らい願います。

## 記

- 1 改正法の施行により、法第 2 2 条に規定される宗教法人の役員の欠格事由のうち、第 3 号の規定が「禁錮」から「拘禁刑」に改められること。
- 2 改正法の施行後は、現在の禁錮以上の刑に処せられた者と同様に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者については、宗教法人の責任役員等となることができないこと。また、責任役員等への就任後に拘禁刑以上の刑に処せられれば、その資格を失うことになり、当然退任することになること。

- 3 宗教法人の規則において、法第22条と同様の規定を設けている場合は、本改正に伴い、今後の規則変更の機会等に合わせて当該規定を上記1のように改めることを検討いただきたいこと。

別紙

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）

（令和四年法律第六十八号）

第一編 関係法律の一部改正

第十章 文部科学省関係

（宗教法人法等の一部改正）

第二百十五条 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- 一 宗教法人法（昭和三十六年法律第二百二十六号）第二十二条第三号二～四（略）

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一・二（略）

（参考）刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和五年政令第三百十八号）

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年六月一日とする。

別紙

○宗教法人法（昭和三十六年法律第二百二十六号）（第二百十五条関係）

改正後	現行
<p>（役員の欠格）</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>（役員の欠格）</p> <p>第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>

## (2) 都道府県宛て

7 文宗務第 5 8 号

令和 7 年 5 月 1 5 日

各都道府県

宗教法人事務主管部長 殿

文化庁宗務課長

山 田 泰 造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

令和 4 年 6 月 1 7 日、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布され、また、同日公布された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号。以下「改正法」という。）によって、宗教法人法の一部が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

ついては、改正法の施行について、別添のとおり、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て通知しましたので、貴職におかれても所轄宗教法人に対する周知方よろしく取り計らい願います。

※ 令和 7 年 5 月 1 5 日 7 文宗務第 5 8 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）」は、発出時に誤りがありました。本誌における目次及び見出しは、修正したものを掲載して、本内容は発出した原文を掲載します。お詫びして訂正いたします。

	正	誤
件名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の <u>整理</u> 等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の <u>整備</u> 等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）
別紙	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の <u>整理</u> 等に関する法律（抜粋）（令和四年法律第六十八号）	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の <u>整備</u> 等に関する法律（抜粋）（令和四年法律第六十八号）

行政資料

## 宗団法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の 活用の検討について（依頼）（令和7年6月20日）

事務連絡  
令和7年6月20日

文化庁宗務課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗団法人との災害時支援協定や避難所としての  
宗教施設等の活用の検討について（依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことを各自治体に求めているところです。

この度、指定避難所の量的な確保を図る観点から、災害時には宗団法人と連携して被災者を支援することや、避難所の確保において宗教施設等の活用を検討し、必要に応じて宗団法人に相談することについて事務連絡（別添）を各都道府県消防防災主管課あてに発出したところです。

ついては、貴課におかれましては、避難所の確保において宗教施設等を活用することについて、今後、宗団法人に対して各自治体から相談が行われる可能性がある旨の周知とともに、都道府県宗法人事務担当課あてにもその旨周知方よろしくお願い申し上げます。

別 添

事 務 連 絡

令和7年6月20日

各都道府県消防防災主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての  
宗教施設等の活用の検討のお願い

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））等を定め、適切な避難所運営を行っていただくようお願いしているところです。

災害が発生した場合においては必要な避難所を確保することになりますが、大規模災害を想定すると、現行の指定避難所等だけでは想定避難者数に対応できない場合も生じます。上記取組指針においても、「平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スフィア基準に沿って、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースとなるようにすること。」とされています。

そのため、貴都道府県においては、災害時の避難所の確保に向け、下記1について対応いただくとともに、下記1、2について管内市町村に対して依頼いただくようお願いいたします。

なお、災害救助法が適用された場合は、災害救助事務取扱要領に則り、避難所の設置等に要する経費（建物の使用謝金等）は、災害救助法の支弁の対象になりえることを申し添えます（別添参照）。

#### 記

1. 都道府県・各市町村においては、災害時に宗教法人と連携して被災者を支援することが考えられ、必要に応じて、事前に災害時支援協定を締結することを検討すること。
2. 各市町村においては、想定避難者数に対応するように避難所を確保いただく中で、必要に応じて、事前に宗教法人に相談し、当該宗教施設等を活用することを検討すること。

【参考】

令和4年4月15日 衆議院 文部科学委員会 答弁（抜粋）

○城井委員

特定宗派にとらわれず、災害時における行政と宗教施設の連携強化を求める声が大きくなっています。今後の地震や風水害を想定し、避難所機能を備えた民間施設としての宗教施設で防災・減災に限定した取組支援を行えるよう、行政で一定の協力を後押しすべきではないか。

実際のところ、憲法二十条や八十九条にある政教分離を踏まえますと、宗教施設への直接的な公的資金の投入は難しいと考えます。一方、社会貢献を行う民間施設、これがたまたま宗教施設だった場合、この民間施設が提供する一時避難所等の支援物資提供やあるいは医師等の派遣などでありましたら、国や自治体が防災対策の一環として取り組むことは可能だし、やるべきだと考えます。

○末松文部科学大臣

お尋ねの宗教団体への支援につきましては、憲法第二十条は、国が宗教団体に対して特権を付与することを禁止しておりまして、一般に、国が宗教団体に対して、宗教団体であることを理由として財政支援を行うことはできないものと承知はいたしております。日本国憲法第二十条一項ですね。一方、一定の条件を満たす団体一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解されると理解をいたしております。

このため、宗教団体につきましては、防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を行う中に宗教施設が含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能であると考えております。

○小寺内閣府大臣政務官

災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所における食糧、飲料等の費用について国庫負担の対象としております。

## 行政資料

**宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の  
活用の検討について（令和7年12月3日）**事務連絡  
令和7年12月3日

公益財団法人日本宗教連盟 御中

文化庁宗務課

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての  
宗教施設等の活用の検討について

平素より宗務行政の適切な遂行に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
近年、我が国では地震や風水害等が多発しており、各地に少なからぬ被害を生じさせているところ、宗教法人等においても、災害時に宗教施設を避難所として被災者に開放したり、非常用の食料を被災者に提供するなど、行政機関と協力して対応している事例が認められるところ  
です。

これを踏まえ、当課の実施する令和7～8年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務に  
おいて、別添1のとおり「平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査  
研究」を行うことといたしましたので、御連絡いたします。

また、そのような災害支援協定等の事例に関連しまして、本年6月20日付けで内閣府政策  
統括官（防災担当）付参事官（避難政策担当付）から当課当てに別添2のとおり事務連絡が発  
出されているところですので、貴法人におかれましては、これらの内容について貴法人に加盟  
する関係団体及び宗教法人宛てに改めて御周知いただくとともに、各自治体から相談が行われ  
た場合は、当該自治体と連携するなど、必要に応じて適切に御対応いただきますようお願い申  
し上げます。

○別添1：令和7～8年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務 概要

○別添2：宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検  
討について（依頼）

※（注）別添2は、省略します。本誌前掲の令和7年6月20日付け依頼になり  
ますので、参照ください。

令和 7～8 年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務 概要  
— 平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究 —

文化庁宗務課

1. 目的

「宗教法人等の運営に係る調査」は、宗教法人法上の所轄庁において、執務に際して参考となる各種情報の収集を目的とした委託業務であり、平成 24 年度から実施している。

令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 か年は、「平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究」を課題として、参考となる国内外の事例を収集して、報告書の作成及び公表を行うものである。

実施理由として、近年、我が国では地震や風水害等が多発しており、各地に少なからぬ被害を生じさせている。宗教法人等においても、災害時に宗教施設を避難所として被災者に開放したり、非常用の食料を被災者に提供するなど、行政機関と協力して対応している事例が認められる。

については、行政機関と宗教団体の協力体制について情報を得ておくことで、所轄庁として円滑な宗務行政の推進に資することが期待される。

2. 調査内容

諸事例及び関連資料等の収集、調査及び分析の結果検討、調査班会議の開催、原稿の作成等を行う。調査対象は、国内外を問わず、平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携について、参考となる最適事例を収集する。

3. 実施方法

本調査を実施するために学識経験者に調査者として協力を求める。また、適宜に企画会議を開催し、具体的な調査方法、調査事項の検討、現地調査及び関係者からのヒアリング等、所要の事項について協力を求める。

## 4. 調査体制

## ① 調査者

座長 稲場 圭信 大阪大学大学院人間科学研究科教授  
福田 雄 大阪大学大学院人間科学研究科准教授  
佐々木美和 大阪大学社会ソリューションイニシアチブ特任助教  
エルハディディ, イブラヒム ムハメド イブラヒム アブドエルラヒム  
カイロ大学文学部日本語日本文学科専任講師  
王 文 潔 大阪公立大学大学院現代システム科学研究科講師  
高瀬 顕功 大正大学地域創生学部公共政策学科准教授

## ② 受注者（令和7年度）

株式会社シー・ディー・アイ（略称・CDI）  
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地 関広ビル2F

## ③ 発注者

文化庁宗務課  
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

行政資料

## 指定宗教法人の清算に係る指針(令和7年10月20日文科科学大臣決定)

### 指定宗教法人の清算に係る指針

令和7年10月20日  
文部科学大臣決定

#### 1. 本指針の趣旨・目的等

##### (1) 本指針の趣旨・目的

本指針は、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」(以下「特例法」という。)第2条第1項に規定する特定解散命令請求等<sup>1</sup>により解散命令が確定した「指定宗教法人<sup>2</sup>」を対象とし、この法人の清算につき、その目的を実現するために支障のない範囲で信教の自由に配慮しながら、清算事務を円滑に進めつつも、確実に手続を遂行することを通じ、この法人による特定不法行為等<sup>3</sup>やその他の不法行為<sup>4</sup>の被害者<sup>5</sup>への賠償等が適切に図られるよう、清算法人の財産の管理・処分、債務の弁済その他の事項を定める。

##### (2) 個別具体的な法人の清算にあたっての監督裁判所との連携の重要性

本指針は、宗教法人法(以下「法」という。)の所管官庁として、指定宗教法人の清算に関して一般的に留意すべきと考える事項を示したものであり、個別具体的な指定宗教法人の清算に際しては、清算人は、職務を行うにあたり、法第51条に基づき清算を監督する裁判所と緊密に連携しつつ、状況に応じて、付与された権限を適切に行使することが求められる。

#### 2. 指定宗教法人の清算手続に関する基本的な考え方

##### (1) 指定宗教法人の性質を踏まえた清算の在り方

一般に、清算は、清算の対象となる法人の性質を踏まえて進めるべきものである。

本指針の対象となる指定宗教法人は、特定不法行為等を原因として相当多数の被害者を生じさせていると見込まれ、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる違法行為を根拠として解散された法人であるが、一方で、法人格の基盤である宗教団体が現に存在するという性質を有している。

清算人は、指定宗教法人のこれらの性質を踏まえ、清算事務に支障のない範囲で信教の自由に配慮しつつ、円滑かつ確実に清算が行われるよう、善良な管理者の注意をもって清

算事務を遂行することが要請される。

## (2) 清算事務の中核となる被害者への弁済等の対応

指定宗教法人の清算手続では、特定不法行為等に係る損害賠償請求等への対応が清算事務の中核を占めるものと考えられる。その財産には自ら引き起こした特定不法行為等によって不法に得られた金員等が含まれており、こうした金員等を被害者に回復させることが特例法の趣旨等に照らして要請されることを踏まえる必要がある。

清算人は、債権の申出期間内に被害を申し出た被害者及び知れている被害者はもとより、債権の申出期間経過後に申し出た被害者を含め、一人の被害者も取り残すことのないよう、被害者に対し誠実に対応するとともに、でき得限りの努力をもって被害の回復を図ることを基本的な立場とすべきである。

また、被害の回復に当たっては、財産的被害はもとより、精神的被害についても必要な配慮をすることが要請される。

## (3) 債権の申出、把握、弁済等に要する清算の期間

本指針の対象となる指定宗教法人の性質を踏まえると、特定不法行為等の被害者が多数にのぼることが見込まれる。また、不法行為が故意に引き起こされたものであって、指定宗教法人側によって被害の申出が困難な状況が作り出されているといった事情等から被害者が早急に被害の申出を行うことが困難な場合があることや、証拠資料が散逸し、隠匿等されている場合があることも予想される。

このため、多数の被害者による被害の申出自体に相当の期間を要する上に、個別の被害の認定及び弁済は迅速になされることが望まれるとはいえ、被害の申出に係る債権の有無及び金額の把握や弁済等の清算事務の遂行には、全体として相当の期間を要すると考えられ、したがって、清算手続の開始からその結了までの期間は長期にわたることも考えられる。

## (4) 清算事務に支障のない範囲での信教の自由への配慮

一方で、清算手続が長期間にわたる場合には、施設の利用が制約されるなどの事情により、信者らの宗教上の行為への影響が大きくなるおそれがある。

そこで、清算人は、清算法人の財産の管理、処分にあたっては、清算事務に支障のない範囲で、その必要性の程度等も考慮して信者らに施設の利用を許諾する等、現に存在する宗教団体の信者らの信教の自由への配慮をすることが望まれる。

# 3. 清算人の職務・権限と清算法人の財務状況の調査等

## (1) 清算人の職務・権限

清算人の職務と権限は、法第49条の2において規定されているところ、同条第1項各号の職務内容は例示であり、清算人の職務と権限は、清算法人の目的の範囲に属する一切の事項に及ぶと解される。そして、その一切の行為には、客観的に清算のために必要かつ

相当と認められる行為も含むものと解される。

## (2) 清算事務の内容等を踏まえた適正かつ効率的な事務処理態勢の構築

清算法人の規模が大きい等の事情があるときは、必要となる清算事務の内容等も踏まえ、適切な規模の清算人団を構成し、事務を分掌しながら効率的かつ円滑に清算事務を行うことが要請される。すなわち、清算人の補助者や代理人を必要数確保し、弁護士、税理士、会計士、不動産鑑定士、電子データの把握・解析等を担当する専門家等の助力を得られる態勢を整えるとともに、清算人の指揮の下、清算事務を分掌して効率的に行う部門を法人内部に複数設ける等、円滑に清算事務を進めることが求められる。

## (3) 清算法人の財務状況の的確な把握

ア 清算人は清算法人の代表者であり、清算事務を統括して執行する立場にあることから、清算法人の財務諸表及び各種の帳簿等（電子データを含む。）を調査、分析するとともに、清算法人の子会社等が保有する情報の調査や、従前の役員及び主要な従業者に対する事情聴取を適切に行う等して、清算法人の資産の状況に加えて、不法行為に係る被害者などに対する負債の状況について、弁済されるべき被害者に漏れが生じないように、過去のものも含めて正確に調査して捕捉した上で、清算法人の財務状況を的確に把握することが求められる。

イ 清算人は、清算法人の財務状況を調査するにあたり、国及び地方公共団体並びに金融機関その他の公私の団体に対し、それらの団体等が保有する清算法人に関する情報の提供や技術的助言その他の協力を求めることができ、必要に応じ外国の団体を含む公私の団体に協力を要請することが相当な場合もある。

また、所轄庁は、自ら保有する清算法人に関する情報の提供に留まらず、清算人の職務が、公益の実現のために所轄庁が申立て等をした特定解散命令請求等により始まった指定宗教法人の解散に伴う清算手続を担うという意味で公益性を帯び、被害者を救済するという重要な役割を期待されていることを踏まえ、必要に応じて諸般の可能な支援を行うよう努めることが期待される。

## 4. 調査妨害や財産の散逸・隠匿等への対応

### (1) 清算人の職務行為に対する妨害等への対応

清算人が財産の管理・処分や各種の調査を行うにあたり、それらを妨害する行為等が予想されるため、清算人は、裁判所と連携の上、安全確保のための所要の措置を検討すべき場合もある。

また、財産の管理処分や各種の調査を妨害する行為が現にされ、それが犯罪行為に該当する場合には、告訴・告発などその行為者に対する刑事上の責任について検討すべきである。

### (2) 清算法人の元役員、従業者等の不正行為への対応

清算法人の従業者等が正当な理由なくして清算人の指揮命令に反するときは、懲戒・解雇等の事由に該当する場合もあり得る。また、指定宗教法人が解散に至ったことに関してその運営の責任を従前の役員に問うことを検討できる場合や、法人の関係者が調査を妨害して財務関係の調査に余分な費用を要したり、財産を散逸又は隠匿したためその回復が困難であったりして損害が生じた場合等は、当該法人関係者に対し、民事上の責任を問うことも考えられる。

## 5. 清算法人の財産の管理・処分

### (1) 清算法人に帰属する財産の適正な管理・処分

清算人は清算法人に帰属する全ての財産を管理・処分する権限を有するところ、財産の資産価値を維持し、公租公課等の支払義務を果たしつつ、清算に必要な範囲で財産を保有し、適切に管理し、必要に応じて適正な価格で処分・換価することが求められる。

### (2) 財産の管理・処分と信教の自由への配慮

ア 信者は施設の利用を当然には求めることはできないが、清算人の合理的な判断の下、信者らの宗教上の行為に礼拝施設等を用いる必要性の有無及び程度等も考慮の上、信者らに対して、清算事務に支障のない範囲で、その施設の利用を認めることもできる。

イ ただし、宗教上の目的で行われるものであったとしても、解散の原因となった特定不法行為等をはじめとして、他人の生命、身体、財産等に危害を及ぼす行為として法令に違反する行為は当然に認められないことに留意する必要がある。

清算人は、利用を許諾する条件として、清算法人の施設を利用して特定不法行為等の法令に違反する行為を行わない旨を信者らに誓約させ、その実効性を担保する措置を講じるよう求めることも考えられる。

ウ なお、信者らの施設の利用に伴い、その対価を受領することは、清算法人の財産の維持管理を適切に行い、公租公課の支払いの原資を確保する上で必要かつ相当な行為であるから、清算の目的の範囲内にあるものとして容認される場合がある。

エ また、清算人は、債務の弁済の原資とするために必要がある場合には、清算法人の動産、不動産等の資産を処分・換価することとなるが、その際も、信者らの信教の自由への配慮し、例えば宗教活動に現に利用されていない財産から処分・換価することなどを検討することが望まれる。

## 6. 債務の弁済等と清算法人の残余財産の引渡し

### (1) 債権者の把握や債務の弁済等の基本的な考え方

ア 被害の申出を受けるにあたり、不法行為が故意に引き起こされたものであって、指定宗教法人側によって被害の申出が困難な状況が作り出されているような事情等から、早急な申出が困難な場合や、証拠資料の隠匿、散逸、欠損等を伴う場合が想定されることを踏まえると、まずは被害の申出を促す工夫が求められる。

また、被害の申出をした被害者に対して厳格な対応に終始すれば、円滑な清算事務の

遂行に支障を来すおそれがあることにも留意する必要がある。

例えば、①清算人が保有する寄附等を裏付ける記録から判明する一定の範囲の相手方に対して、被害の申出をする意思があるか否かを個別に照会すること、②被害者の相談に応じる窓口を設置すること、③被害の申出に関する説明会を開催して申出を促すこと、④被害者の求めに応じた当該被害者に係る寄附等の記録等の被害を裏付ける資料を開示することなどの工夫をすることが挙げられる。

この際、宗教法人に対して寄附を行ったことはプライバシー情報としての側面も有するから、個別の照会の発送や相談記録の保管等にあって、清算人には慎重な情報の取扱いが求められる。

清算人はこれらの工夫を通じて、不法行為に係る被害者やその債権額の把握の場面で、能動的な対応を行うことが期待される。

なお、こういった清算人の取組に関し、例えば、法テラスにおける靈感商法等対応ダイヤルをはじめとする相談窓口等に問合せのあった個別の被害者にこれらの取組を紹介する等、関係機関が周知に協力していくことが適当である。

イ また、申し出られた被害に係る債権額を把握・認定するにあたっては、例えば、不法行為の態様、それが反復された期間、被害の具体的な状況等を踏まえ、被害をある程度類型化して弁償基準を設ける等の工夫を行うことにより、債権額の把握・認定を容易にするとともに、円滑に弁済を進めることも選択肢になりうる。これらの工夫は、被害者が弁済の見通しを立てるうえでも有益であると考えられる。

なお、この基準においては、弁償等の額に適切な額の弁護士費用が含まれることなどを明記した上で、この旨を広く被害者に周知するなどして、被害者が申出にあたって弁護士を利用し、申出をためらうことなく、また適切に債権を立証できるよう配慮することが望まれる。

ウ 被害者が相当多数にのぼることや、被害の早急な申出が困難な場合もあること等を踏まえると、被害の申出自体に相当の期間を要するものと考えられ、また、多数の申出に係る債権を把握して弁済を行う上でも相当の期間を要することが想定される。債権の申出期間の設定の場面や、債権の申出期間経過後に申し出た被害者への対応の場面でも、こうした事情に十分に配慮することが期待される。

エ 指定宗教法人の清算手続においては、被害者に対する賠償等の事務が中核的な事務となることから、清算人は、被害の申出が続く蓋然性があり、被害者に対する債務の弁済を完了していないと合理的に判断できる場合は、清算法人の財産の全てを帰属権利者<sup>6</sup>に引き渡すことは相当ではない。

## (2) 債権の申出期間内の弁済、知れたる債権の把握等

ア 被害者が相当多数にのぼることや、被害の早急な申出が困難な場合もあること等の具体的な事情を踏まえ、清算人は、裁判所と連携の下、債権の申出期間を相当程度に長期とすることも視野に入れて検討することが期待される。

イ 債権の申出期間内において、個別の弁済を行うことが他の債権者を害さないと認めら

れる場合には、被害の早期救済の必要性の程度等も考慮の上、個別の債権者に対して弁済を行うことも許容されるものと解される。

ウ また、調停の申立てや提起された訴訟については、可能な範囲でこれらを併合することを求める等して、複数の紛争を一時的に解決する工夫を行うことにより、知れている債権を含めその把握・弁済等を効率的に行うことが期待される。

### (3) 債権の申出期間経過後に申し出られた債権の弁済と残余財産の引渡し

ア 被害者が相当多数にのぼることや、被害の早急な申出が困難な場合もあること等を踏まえると、債権の申出期間経過後に債権の申出をする被害者が相当多数にのぼることが想定される。債権の申出期間内に申出をした債権者や知れている債権者への弁済が終了した後においても、清算人は、十分かつ相当な期間を設けて、帰属権利者に引き渡していない財産をもって、債権の申出期間経過後に申出をした被害者に対して弁済を継続することが望まれる。

イ 帰属権利者は債権者に対する弁済を終えた後に残余財産<sup>7</sup>を取得できるにすぎないという意味で債権者に劣後する立場にあることを踏まえると、清算人において、申出をした債権者や知れている債権者への弁済がひととおり終了した時点であっても、申出をしていない被害者がなお存在し、それほど遠くない時期に申出をする蓋然性がある等、債務の弁済を終えていないと合理的に判断できる場合は、清算法人の財産につき、その時点では帰属権利者への引渡しを行わず、今後、申し出ることが予定される被害者に対する弁済に充てることの可否を検討すべきである。

ウ 債権の申出期間経過後に申し出られた被害者に対する弁済が相当長期間にわたり継続された後、被害の申出が相当期間見られなくなるなど、清算人において清算の結了を視野に入れるべきときであっても、不相応に高額な金額を寄附した者と申し出た被害者の数との比較等から、客観的には潜在的な被害者が相当数存在していると見込まれるといった事態も想定される。この場合、清算手続の結了がいたずらに遅滞しないよう配慮するとともに、これらの潜在的被害者に対する救済の手法を確保するとの観点から、例えば、清算人や帰属権利者を含む関係者において、清算法人の財産を基礎に、清算結了後に顕在化する被害者を救済するため、被害者に対する弁済を公平・中立的な立場で担う財団を設ける等して、潜在的な被害の回復を図る措置を講じるなどの対応を検討することも考えられる。

エ なお、清算手続が相当程度の長期にわたると想定されることを踏まえると、債務の弁済等の清算事務に支障がない範囲で、信者らの信教の自由に配慮するとの観点から、宗教上の行為に用いる必要性の有無及び程度、清算人に生ずる財産管理面での負担の内容・程度等の事情も考慮の上、清算人において清算法人に属する個別の財産を帰属権利者に引き渡すことも、裁判所の監督の下、行い得る場合があるものと考えられる。

オ 清算人において、債権者である被害者への被害回復の措置を終えたとき合理的に判断できる状況となったときは、清算人は、帰属権利者に対して、その時点において清算法人に帰属する残余財産を引き渡し、清算を結了させることとなる。

- 1 法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由として、所轄庁若しくは検察官による請求又は裁判所の職権により手続の開始がされた同項による解散命令の請求をいう。
- 2 特例法第7条に基づき、「対象宗教法人」（同法第2条1項柱書に規定される、法第81条第1項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であって、特定解散命令請求等に係る宗教法人）について、特例法第7条第1項各号に規定される、当該法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること、及び当該法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があることのいずれにも該当すると認められるものとして、所轄庁に指定された宗教法人をいい、同法第12条第2項の規定により指定があったものとみなされる特別指定宗教法人を含む。なお、本指針においては、表現を単純化するため、特例法第9条第1項の規定により指定の効力が失効した後の指定宗教法人を含め、「指定宗教法人」と表記する。
- 3 特例法第2条第2項に規定される、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、特定解散命令請求等をされた宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。
- 4 本指針において、指定宗教法人のした不法行為のうち、文脈上指定宗教法人の性質に特に言及する必要がある場合には、「特定不法行為等」の用語を用い、その他の不法行為も含め不法行為一般に言及する場合には、単に「不法行為」の用語を用いる。
- 5 本指針において、指定宗教法人に対して債権を有する債権者のうち、特に不法行為を原因とする債権であることに注目して、指針を示す必要がある場合に「被害者」の用語を用いる。また、債権のうち不法行為を原因とする債権についても同様の必要がある場合に「被害」の用語を用いている。
- 6 法第50条第1項の規定により、残余財産の帰属先として規則にその定めがあるときは、その定めるによる帰属先をいい、これによりがたい場合は同条第2項の定めにより定められる帰属先をいう。
- 7 清算法人が、現務を終了し、債権債務を整理した後において、なお残っている清算法人の財産をいう。

## 行政資料

## 宗務行政の適正な遂行について（通知）（令和8年3月6日）

7文宗務第370号

令和8年3月6日

各都道府県宗教学法人事務担当課長 殿

文化庁宗務課長

前田 幸宣

## 宗務行政の適正な遂行について（通知）

各都道府県の宗教学法人関連事務の御担当部局（以下「各都道府県宗教学法人事務担当課」という。）におかれては、日頃より宗教学法人に関する事務の適正な実施に努めていただいております。改めて感謝申し上げます。

今般、宗教学法人の解散命令事由に関して司法の判断が示されたことを踏まえ、宗務行政の一層の適正な遂行を図る観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言として、下記のとおり通知します。

また、文化庁では今般の司法の判断について、各文部科学大臣所轄宗教学法人代表役員宛て周知を行ったところですので、貴都道府県におかれても、所轄の宗教学法人に対し同様の周知を行っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知については、日本司法支援センター（法テラス）を所管する法務省及び消費者政策を所管する消費者庁と協議済みであることを申し添えます。

## 記

宗教学法人法（昭和26年法律第126号）第81条第1項に規定する解散命令事由に関して、このたび、文部科学大臣が行った解散命令請求につき、令和8年3月4日に東京高等裁判所において、東京地方裁判所による解散命令決定を維持する決定（以下「東京高裁決定」という。）がなされました。このことを踏まえ、所轄庁として次のことに御留意願います。

令和7年3月3日最高裁判所第一小法廷決定（令和6年（許）第31号）【別添1】〔略〕では、民法（明治29年法律第89号）第709条の不法行為を構成する行為は、宗教学法人法第81条第1項第1号に規定する「法令に違反」する行為に当たる旨判示され、東京高裁決定においても、この考え方は踏襲されています。

東京高裁決定では、同決定で解散を命じられた宗教法人の信者が、長期間にわたり、継続的に、同法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多大な財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穩を害する行為をしたとして、「宗教法人について」同号に規定する解散命令事由があるとの文部科学大臣の主張が認められたものと考えております。

また、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下、「不当寄附勧誘防止法」という。）の施行については、これまで事務連絡（令和5年1月6日付及び令和5年6月1日付）及び通知（令和5年4月3日付）によってお知らせしていたところです。この点、令和6年7月11日最高裁判所第一小法廷判決（令和4年（受）第2281号）【別添2】〔略〕では、同法に基づく法人等による寄附勧誘の際の配慮義務を参照した上で、宗教団体等への献金については、献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法である旨判示されました。

これらの裁判所の決定及び判決によって、宗教法人法第81条第1項第1号に規定する解散命令事由の趣旨が一層明らかとなったところです。

多くの宗教法人では適正に管理運営がなされているものと認識しておりますが、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、不当寄附勧誘防止法に基づく寄附勧誘についての配慮義務・禁止行為に違反する法人等に対する各種の行政措置の有無等をはじめ同法の施行状況を注視しつつ、個人情報に配慮しながら、消費生活センター（注）や日本司法支援センター（法テラス）の担当部署やその他各種の相談機関との連携協力をする等、日頃から可能な限り宗教法人に関する情報の把握に努めていただきますようお願いいたします。

仮に、所轄する宗教法人に、不当な寄附の勧誘をはじめ、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為又はその疑いが認められるときには、当庁との緊密な連絡の下、必要に応じ関係機関とも連携協力し、宗教法人法に基づく解散命令請求の検討も含め、厳正かつ適切に対処いただきますようお願いいたします。

注 情報の利活用については各消費生活センター等の取決めに従ってください。

## 行政資料

**宗教法人法に定める解散命令事由について（周知）（令和 8 年 3 月 6 日）**7 文宗務第 3 7 1 号  
令和 8 年 3 月 6 日

各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課長  
前 田 幸 宣

## 宗教法人法に定める解散命令事由について（周知）

宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 81 条第 1 項に規定する解散命令事由に関して、このたび、文部科学大臣が行った解散命令請求につき、令和 8 年 3 月 4 日に東京高等裁判所において、東京地方裁判所による解散命令決定を維持する決定（以下「東京高裁決定」という。）がなされました。

この決定に先立ち、令和 7 年 3 月 3 日最高裁判所第一小法廷決定（令和 6 年（許）第 31 号）【別添 1】〔略〕では、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条の不法行為を構成する行為は、宗教法人法第 81 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に違反」する行為に当たる旨判示され、東京高裁決定においても、この考え方は踏襲されています。

東京高裁決定では、同決定で解散を命じられた宗教法人の信者が、長期間にわたり、継続的に、同法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多大な財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穩を害する行為をしたとして、「宗教法人について」同号に規定する解散命令事由があるとの文部科学大臣の主張が認められたものと考えております。

また、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号。以下、「不当寄附勧誘防止法」という。）の施行については、これまで通知（令和 5 年 4 月 3 日付）及び事務連絡（令和 5 年 6 月 1 日付）によってお知らせしていたところです。この点、令和 6 年 7 月 11 日最高裁判所第一小法廷判決（令和 4 年（受）第 2281 号）【別添 2】〔略〕では、同法に基づく法人等による寄附勧誘の際の配慮義務を参照した上で、宗教団体等への献

金については、献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法である旨判示されました。

これらの裁判所の決定及び判決によって、宗教法人法第81条第1項第1号に規定する解散命令事由の趣旨が一層明らかとなったところです。

多くの宗教法人では適正に管理運営がなされているものと認識しておりますが、今後の管理運営に資するよう、十分に御了知いただきますようお願いいたします。

## 宗務報告

## 1. 宗教法人数・認証等件数の推移

## (1) 過去5年宗教法人数の推移（令和2～6年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	合計
令 2	84,573	77,055	4,820	14,096	180,544
令 3	84,443	76,941	4,838	13,730	179,952
令 4	84,332	76,868	4,846	13,293	179,339
令 5	84,238	76,768	4,860	13,055	178,921
令 6	84,137	76,657	4,864	12,879	178,537

(注) 各年 12 月 31 日現在の数です。最新数値の詳細は、後掲「7. 『宗教年鑑 令和 7 年版』の主な統計結果」を御覧ください。

## (2) 過去5年宗教法人認証事務処理等件数（令和3～7年）

年区分	所轄庁	設 立	規則 変更	合 併	任意 解散	合 計	解散 命令
令 3	文部科学大臣	1	47	11	1	60	0
	都道府県知事	50	892	482	116	1,540	14
令 4	文部科学大臣	1	58	31	1	91	1
	都道府県知事	49	787	404	94	1,334	13
令 5	文部科学大臣	0	48	16	2	66	1
	都道府県知事	55	785	258	102	1,200	7
令 6	文部科学大臣	1	59	12	2	74	2
	都道府県知事	32	820	237	95	1,184	19
令 7	文部科学大臣	2	69	16	3	90	0
	都道府県知事	34	789	219	125	1,156	89

(注) 集計期間は、各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までです。また、解散命令の件数について、令和 7 年分は所轄庁が把握した範囲で、所轄庁以外が解散命令を請求した件数を含みます。

## 2. 指定宗教法人の清算に係る指針検討会

### (1) 委員

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」に規定する指定宗教法人の清算を行う場合において、当該清算が指定宗教法人の特性を踏まえたものとなるよう、清算人による円滑な清算に資する指針案の策定に向けた検討を行うことを目的に開催しました。令和7年5月28日開催の指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第1回）において井田良委員が会長に選出となり、会長より北居功委員が会長代理に指名されました。

	荒井 実	(公財) 日本宗教連盟監事、神社本庁総務部長
会 長	井田 良	中央大学大学院法務研究科教授
	釜井 英法	弁護士
会長代理	北居 功	中央大学大学院法務研究科教授
	小島 慎司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐原 透修	(公財) 日本宗教連盟宗教文化振興等調査研究委員会委員、東京都宗教連盟理事長
	穴野 史生	(公財) 日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長
	道家 紀一	日本キリスト教連合会常任委員、東京都宗教連盟理事
	戸松 義晴	(公財) 全日本仏教会理事、(公財) 日本宗教連盟宗教文化振興等調査研究委員会委員長
	富永 浩明	弁護士
	中山 孝雄	弁護士、前広島高等裁判所長官
	山本 和彦	中央大学大学院法務研究科教授
	(オブザーバー)	法務省大臣官房司法法制部

## (2) 開催状況

指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第1回）

- 日時 令和7年5月28日（水）10：00～12：00
- 場所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂
- 議題 （1）指定宗教法人の清算に係る指針検討会の運営について  
（2）委員間の意見交換

指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第2回）

- 日時 令和7年6月27日（金）10：00～12：00
- 場所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂
- 議題 指定宗教法人の清算に係る指針骨子案について

指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第3回）

- 日時 令和7年9月3日（水）10：30～12：00
- 場所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂
- 議題 指定宗教法人の清算に係る指針案について

## (3) 指針の決定

（2）のとおりを検討を経たうえで、令和7年9月6日～10月5日に任意の意見公募手続を実施し、10月20日に「指定宗教法人の清算に係る指針」を文部科学大臣決定しました。

### 3. 宗教法人審議会

#### (1) 第37期宗教法人審議会委員

- ① 第36期宗教法人審議会の任期満了に伴い、任期中の委員を除き、第37期宗教法人審議会委員については、令和7年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命されました（任期は令和9年3月31日まで）。

#### 第37期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

- 網 中 彰 子 日本基督教団総幹事
- 井 田 良 中央大学法科大学院教授
- 内 田 恭 子 教派神道連合会理事
- 江 口 陽 一 (公財) 新日本宗教団体連合会常務理事
- 北 居 功 中央大学大学院法務研究科教授
- 九 條 道 成 明治神宮宮司
- 小 島 慎 司 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 穴 野 史 生 (公財) 日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長
- 田 山 聡 美 早稲田大学法学部教授
- 中 尾 史 峰 浄土真宗本願寺派総務
- 西 井 涼 子 東京外国語大学名誉教授、アジア・アフリカ言語文化研究所フェロー
- 庭 野 光 代 立正佼成会次代会長、(公財) 新日本宗教団体連合会常務理事
- 服 部 麻理子 獨協大学法学部教授
- 廣 瀬 薫 日本同盟基督教団牧師、恵泉女学園学園長
- 藤 原 聖 子 東京大学大学院人文社会系研究科教授
- 本 多 端 子 (公社) 全日本仏教婦人連盟理事長
- 村 上 興 匡 大正大学文学部教授
- 村 田 守 広 竹駒神社宮司
- 山 崎 孝 裕 曹洞宗茨城県宗務所長、瑞源寺住職

(注) ○印は今回任命委員（13名）。うち下線は新任委員（2名）

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年）

（○印のない委員は任期中）

- ② 九條道成委員の任期満了に伴い、令和7年10月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命されました（任期は令和9年9月30日まで）。

九 條 道 成 （明治神宮宮司）

- ③ 令和7年12月17日開催の第191回宗教法人審議会で、井田良委員が会長に選出となりました。

## （2）開催状況

### 第191回宗教法人審議会

- 日 時 令和7年12月17日（水）13：30～15：00  
○場 所 文部科学省16階第4会議室（オンライン開催併用）  
○議 題 （1）宗教法人審議会会長の選出について  
（2）宗教法人審議会の所掌事務について  
（3）宗教法人日乗院からの規則変更不認証処分に係る審査請求について  
（諮問）  
（4）宗教法人観蔵院からの規則変更不認証処分に係る審査請求について  
（諮問）  
（5）最近の宗務行政について

### 第192回 宗教法人審議会

- 日 時 令和8年2月13日（金）10：00～12：00  
○場 所 文部科学省 東館3階 第1特別会議室（オンライン開催併用）  
○議 題 （1）宗教法人日乗院からの規則変更不認証処分に係る審査請求について  
（答申）  
（2）宗教法人観蔵院からの規則変更不認証処分に係る審査請求について  
（答申）

## 4. 宗教法人向け研修会の実施状況（令和7年度）

### （1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各都道府県共催]

文化庁では、全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として、宗教法人としての意識の徹底及び事務処理能力の向上を図り、もって宗教法人の管理運営の適正化に資するため、例年9月から11月にかけて、全国9地区で「宗教法人実務研修会」を実施しています。

#### 北海道・東北地区

（開催県 福島県）

○期 日：令和7年10月9日（木）・10日（金）

○場 所：杉妻会館（福島県福島市）

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・ 講義「税務の基礎知識」 仙台中税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明について」 福島県総務部私学・法人課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

#### 関東甲信越静地区

（開催県 栃木県）

○期 日：令和7年9月2日（火）・3日（水）

○場 所：ライトキューブ宇都宮（栃木県宇都宮市）

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・ 講義「税務の基礎知識」 宇都宮税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明について」 栃木県経営管理部文書学事課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

（開催県 静岡県）

○期 日：令和7年12月11日（木）・12日（金）

○場 所：静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ（静岡県静岡市駿河区）

○内容

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課

- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・ 講義「税務の基礎知識」 名古屋国税局
- ・ 講義「静岡県の登録免許税非課税証明に関する手続について」 静岡県総務部法務文書課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

## 近畿・中部地区

(開催県 岐阜県)

○期 日：令和7年9月11日(木)・12日(金)

○場 所：じゅうろくプラザ(岐阜県岐阜市)

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・ 講義「税務の基礎知識」 名古屋国税局
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明(境内地・境内建物証明)について」 岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

(開催県 滋賀県)

○期 日：令和7年11月12日(水)・13日(木)

○場 所：滋賀県立県民交流センター ピアザホール(滋賀県大津市)

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・ 講義「税務の基礎知識」 大津税務署
- ・ 講義「登録免許税非課税証明に係る手続について」 滋賀県総務部総務課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

## 中国・四国地区

(開催県 岡山県)

○期 日：令和7年11月17日(月)・18日(火)

○場 所：ピュアリティまきび(岡山県岡山市北区)

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室

- ・ 講義「税務の基礎知識」 岡山東税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明について」 岡山県総務部総務学事課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

(開催県 徳島県)

○期 日：令和7年10月21日(火)・22日(水)

○場 所：あわぎんホール(徳島県徳島市)

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・ 講義「税務の基礎知識」 徳島税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等について」 徳島県企画総務部政策企画課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

## 九州地区

(開催県 福岡県)

○期 日：令和7年10月16日(木)・17日(金)

○場 所：南近代ビル(福岡県福岡市博多区)

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・ 講義「税務の基礎知識」 博多税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 福岡県総務部行政経営企画課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

(開催県 沖縄県)

○期 日：令和7年11月27日(木)・28日(金)

○場 所：沖縄県市町村自治会館(沖縄県那覇市)

○内容

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・ 講義「税務の基礎知識」 沖縄国税事務所
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 沖縄県総務部総務私学課
- ・ 講義及び会計演習 横田慎一公認会計士事務所

**(2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）** [文化庁主催]

文化庁では、不活動宗教法人対策を積極的に推進するため、平成 18 年度より不活動宗教法人対策会議を開催しています。本会議は、包括宗教法人に対し、不活動宗教法人対策における宗教法人の自主的・主体的な取組及び所轄庁に対する協力を要請し、その必要な知識や方策等の説明をしています。

○期 日：令和 8 年 2 月 20 日（金）

○場 所：文部科学省 東館 3 階第一講堂

○内容

- ・ 講義「宗教法人格の不正利用について」 文化庁宗務課長 前田幸宣
- ・ 講義「不活動法人問題の現状」ジャーナリスト・浄土宗正覚寺住職・大正大学招聘教授・  
一般社団法人良いお寺研究会代表理事 鵜飼秀徳
- ・ 講義「包括宗教法人における不活動宗教法人対策等について」  
公益財団法人日本宗教連盟理事・教派神道連合会理事長・扶桑教管長 穴野史生
- ・ 講義「不活動法人対策について：法人の「設立」「廃止・解散」「合併」」  
日本キリスト教連合会常任委員・  
東京都宗教連盟理事・日本基督教団総務幹事 道家紀一

## 5. 都道府県職員向け研修会の実施状況（令和7年度）

### （1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗団法人関係法令等研修会）[文化庁主催]

文化庁では、宗教法人事務に従事する都道府県の新任職員向けに研修会を行っています。

○期 日：令和7年4月24日（木）

○場 所：オンライン開催（文化庁から配信）

○内容

- ・ 講義「よくわかる日本の宗教概要」 文化庁宗務課
- ・ 講義「初めての宗団法人法」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗団法人にかかる実務について」 文化庁宗務課

### （2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗法人対策）[文化庁主催]

文化庁では、都道府県で宗教法人事務に従事する職員向けに、必要な知識や情報の交換のため、都道府県宗教法人事務担当者研修会を行っています。今回よりオンライン開催に移行しました。

#### 専門家による講義

○期 日：令和7年6月25日（水）

○場 所：オンライン開催（文化庁から配信）

○内容

- ・ 講義「不活動宗法人対策の歴史について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「不活動宗法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「包括宗法人における不活動宗法人対策等について」 扶桑教 管長 穴野史生

### 第1回事例研究協議（対象地区：東北・北海道、関東甲信越静、九州）[岩手県・群馬県・大分県開催協力]

○期 日：令和7年8月6日（木）

○場 所：オンライン開催（文化庁から配信）

○内容

- ・ 事例研究協議（認証事務関係）
- ・ 事例研究協議（不活動宗法人対策関係）

### 第2回事例研究協議（対象地区：近畿・中部、中国・四国）[奈良県・広島県開催協力]

○期 日：令和7年10月29日（水）

○場 所：オンライン開催（文化庁から配信）

○内容

- ・事例研究協議（認証事務関係）
- ・事例研究協議（不活動宗教法人対策関係）

## 6. 宗教法人向け研修会の実施予定（令和8年度）

### (1) 概要

宗教法人実務研修会の令和8年度各地区における開催予定県は、次表のとおりです。開催日及び会場の詳細は、確定次第、文化庁ウェブサイトにお知らせする予定です。

(掲載場所) ホーム> 政策について> 宗教法人と宗務行政> 宗教法人実務研修会について  
のお知らせ

(URL) <https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93903801.html>

- ① 1日目は「宗教法人の管理運営」等の講義、2日目は「宗教法人の会計・税務」等の講義を行います。いずれか1日のみの参加も可能です。参加費は無料で、テキスト等も無償で配布します。その他の経費については、参加者の負担となります。
- ② 各会場とも席に限りがあるので、参加を希望する場合は、事前に各開催県の連絡先へ確認をお願いします。
- ③ 研修日程は、1日目は13時00分～17時10分（12時00分受付開始、12時30分～12時55分動画「宗教法人の管理運営」上映〈視聴は自由〉）、2日目は10時00分～15時00分（9時30分受付開始）を予定していますが、変更が生じる場合もありますので、あらかじめ了承下さい。
- ④ 日程が合わない場合は、他の開催県の担当部署（連絡先を参照）との相談により、他の地区の研修会に参加できる可能性がございます。

地区	開催県	連絡先（令和8年3月現在）
北海道・東北 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	青森県	青森県交通・地域社会部 地域生活文化課 電話：017(734)9079
関東甲信越静 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	新潟県	新潟県総務部 法務文書課法務班訟務担当 電話：025(280)5374
	山梨県	山梨県総務部 行政法務課法人担当 電話：055(223)1850
近畿・中部 (富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	富山県	富山県経営管理部 法務文書課法規係 電話：076(444)3150
	石川県	石川県総務部 総務課法規グループ 電話：076(225)1232

中国・四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)	鳥取県	鳥取県総務部 行政監察・法人指導課 電話：0857 (26) 7884
	香川県	香川県総務部 総務学事課訟務・宗務グループ 電話：087 (832) 3062
九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)	佐賀県	佐賀県総務部 法務私学課公益法人担当 電話：0952 (25) 7002
	宮崎県	宮崎県総合政策部 みやざき文化振興課文教担当 電話：0985 (26) 7118

## (2) 宗教法人実務研修会の講義資料の提供

宗教法人実務研修会で配布した講義資料等について、残部があります。希望される方は、下記の方法でお申し込みください。原則として、一人につき講義資料1セット(計3点)をお送りします。

提供する講義資料等

- 1セット
- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1. 冊子『宗教法人実務研修会資料』     | (A5判)     |
| 2. 宗教法人の会計・税務に関する資料 本編 | (A4判)     |
| 3. 同                   | 資料編 (A4判) |

申込み方法

1. 1セットの場合は、320円分の切手を貼った返信用の封筒(角型2号が適当)を下記連絡先まで送付してください。返信用の封筒の表書きには、送付先の住所及び御氏名とともに、左端に「ゆうメール」と朱書きしてください。また、当方へお送りいただく封筒の表(左端)に「研修会講義資料等希望」と朱書きしてください。
2. 2セット以上の場合は、宅配便等の着払伝票に必要事項を記載の上、封筒で下記連絡先へ送付してください。また上記と同様に当方へお送りいただく封筒の表(左端)に「研修会講義資料等希望」と朱書きしてください。

連絡先 文化庁宗務課

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

## 7. 令和6年能登半島地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(令和8年1月30日現在)

	宗教法人名（当該法人の包括宗教法人）	主たる事務所の所在地	主務官庁	指定期間
1	榊原神社 (神社本庁)	石川県かほく市大崎 子 26 番地	石川県	令和6年7月6日 ～令和8年8月31日
2	愛宕神社 (神社本庁)	富山県氷見市森寺 254 番地	富山県	令和6年7月10日 ～令和6年9月30日
3	八幡宮 (神社本庁)	富山県小矢部市後谷 688 番地	富山県	令和6年7月15日 ～令和6年9月30日
4	立正寺 (法華宗(真門流))	石川県金沢市野町3 丁目2番15号	石川県	令和6年10月9日 ～令和7年10月31日
5	醫師神社 (神社本庁)	石川県河北郡津幡町 字川尻3 175 番地	石川県	令和6年10月9日 ～令和7年9月30日
6	願正寺 (真宗大谷派)	石川県七尾市桧物町 68 番地	石川県	令和6年10月23日 ～令和9年10月23日
7	石武雄神社 (神社本庁)	富山県氷見市堀田 1370 番地	富山県	令和7年5月21日 ～令和9年8月31日
8	聖光寺 (曹洞宗)	石川県輪島市輪島崎 町1部181番地	石川県	令和7年10月17日 ～令和8年3月31日

## 8. 『宗教年鑑 令和7年版』の主な統計結果

文化庁宗務課では、毎年12月末における我が国の宗教法人数、教師数、信者数などを調査した「宗教統計調査」を行っています。このほど、最新の調査結果を掲載した『宗教年鑑 令和7年版』を取りまとめましたので、「第2部 宗教統計」より、主な結果をお知らせします。

### (1) 宗教法人数

(令和6年12月31日現在)

所轄	区分 系統	包 括 宗教法人	単位宗教法人			合 計
			被包括 宗教法人	単 立 宗教法人	小 計	
文部科学大臣所轄	神 道 系	118	23	68	91	209
	仏 教 系	153	184	148	332	485
	キリスト教系	66	42	218	260	326
	諸 教	26	58	66	124	150
	計	363	307	500	807	1,170
都道府県知事所轄	神 道 系	5	81,780	2,143	83,923	83,928
	仏 教 系	11	73,479	2,682	76,161	76,172
	キリスト教系	7	2,821	1,710	4,531	4,538
	諸 教	1	12,349	379	12,728	12,729
	計	24	170,429	6,914	177,343	177,367
合 計		387	170,736	7,414	178,150	178,537

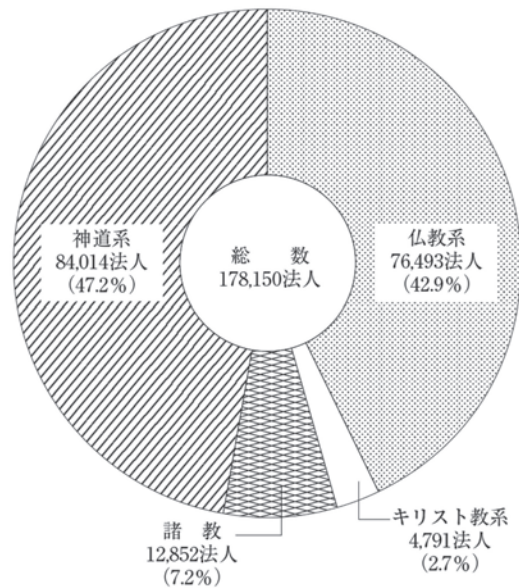
- 全ての宗教法人数は178,537法人（前回（※）178,921法人から△384法人の減）。  
※前回調査は、令和5年12月31日現在。
- ・ 宗教法人のうち、文部科学大臣所轄は1,170法人（前回1,168法人から2法人の増、都道府県知事所轄は177,367法人（前回177,753法人から△386法人の減）。
- ・ 宗教法人のうち、教派・宗派・教団などの「包括宗教法人」は387法人（前回391法人から△4法人の減）、神社・寺院・教会などの「単位宗教法人」は178,150法人（前回178,530法人から△380法人の減）。
- ・ 「単位宗教法人」のうち、包括宗教法人に属する「被包括宗教法人」は170,736法人（前

回 171,156 法人から△420 法人の減)、どこにも属さない「単立宗教法人」は 7,414 法人 (前回 7,374 法人から 40 法人の増)。

- ・ 「包括宗教法人」のうち、神道系は 123 法人、仏教系は 164 法人、キリスト教系は 73 法人、諸教は 27 法人 (前回、神道系は 125 法人から△2 法人の減、仏教系は 166 法人から△2 法人の減、キリスト教系は同じ、諸教は同じ)。

- ・ 「単立宗教法人」のうち、神道系は 84,014 法人、仏教系は 76,493 法人、キリスト教系は 4,791 法人、諸教は 12,852 法人 (前回、神道系は 84,113 法人から△99 法人の減、仏教系は 76,602 法人から△109 法人の減、キリスト教系は 4,787 法人から 4 法人の増、諸教は 13,028 法人から△176 法人の減)。

我が国の社寺教会等单位宗教法人数  
(令和 6 年 12 月 31 日現在)



## (2) 教師数

- 全ての教師数は 641,567 人 (前回 632,035 人から 9,532 人の増)。このうち外国人は 4,770 人 (前回 4,260 人から 510 人の増)。

- ・ 性別は、男性は 307,080 人 (前回 303,431 人から 3,649 人の増)、女性は 334,487 人 (前回 328,604 人から 5,883 人の増)。
- ・ 教師のうち、神道系は 64,491 人、仏教系は 359,390 人、キリスト教系は 35,511 人、諸教は 182,175 人 (前回、神道系は 64,955 人から△464 人の減、仏教系は 348,804 人から 10,586 人の増、キリスト教系は 33,644 人から 1,867 人の増、諸教は 184,632 人から△2,457 人の減)。

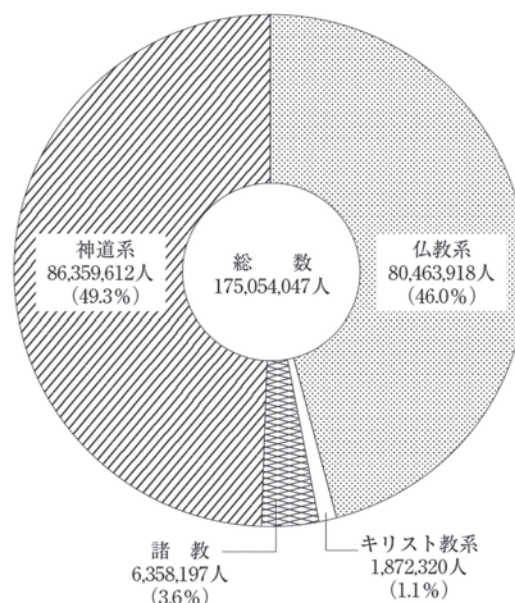
※ 教師は、それぞれの宗教団体が決める教師資格を有しているもので、各宗教団体に共通する一定の基準はありません。上記の数値は、調査対象の宗教団体が考える数値です。

### (3) 信者数

○ 全ての信者数は **175,054,047 人** (前回 172,232,847 人から 2,821,200 人の増)。

- ・ 信者のうち、神道系は 86,359,612 人、仏教系は 80,463,918 人、キリスト教系は 1,872,320 人、諸教 6,358,197 人 (前回、神道系は 83,371,429 人から 2,988,183 人の増、仏教系は 81,069,419 人から 605,501 人の減、キリスト教系は 1,246,742 人から 625,578 人の増、諸教は 6,545,257 人から△187,060 人の減)。

我が国の信者数  
(令和 6 年 12 月 31 日現在)



※ 信者は、各宗教団体で称し方が異なり、氏子・檀徒・教徒・信者・会員・同志・崇敬者・修道者・道人・同人などがあります。信者の定義、資格などはそれぞれの宗教団体で定められ、その数え方もおのおの独自の方法がとられています。

#### インターネットから見るには

『宗教年鑑』のPDFファイル及び第2部掲載の各ファイルは、下記からダウンロードができます。

#### 文化庁ウェブサイト

- ・ 宗教年鑑 (トップページ)  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/hakusho\\_nenjihokokusho/shukyo\\_nenkann/index.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/shukyo_nenkann/index.html)
- ・ 宗教年鑑 令和7年版 (PDF ファイル)  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/hakusho\\_nenjihokokusho/shukyo\\_nenkann/pdf/r07nenkan.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/shukyo_nenkann/pdf/r07nenkan.pdf)

#### 政府統計の総合窓口 (e-Stat、整備：総務省統計局、運用管理：独立行政法人統計センター)

- ・ 宗教統計調査 (トップページ)  
<https://www.e-stat.go.jp/statistics/00401101>
- ・ 宗教統計調査 令和7年度  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00401101&tstat=000001018471&cycle=0&tclass1=00001236602&tclass2val=0>

## 9. 文部科学大臣所轄の宗教法人の紹介（令和7年度新規設立及び所轄庁転入）

文化庁宗務課は、文部科学大臣所轄の宗教法人に関する行政事務を担当しています。令和7年度に新規設立の認証をした宗教法人及び他都道府県に境内建物を設置したことにより所轄庁が都道府県知事から文部科学大臣に変更となった宗教法人を紹介します。

（凡例）

- ①系統・法人種別、②法人番号、③主たる事務所、④代表役員（敬称略）、
- ⑤日付（新規設立：設立認証日、所轄庁転入：前所轄庁・転入日）、⑥ウェブサイト

### （1）新規設立

#### ・東京キリスト恵み教会

- ①キリスト教系・単立、②7011405002400、③東京都板橋区大原町 23-1、④門上矢、
- ⑤令和7年6月24日、⑥<https://tkymegumi.com/>

#### ・日本同盟基督教団招待キリスト教会

- ①キリスト教系・被包括（ゼ・エバンゼリカル・アライアンス・ミッション（日本同盟基督教団）、②3020005017002、③神奈川県川崎市川崎区東田町 4-4、④趙南洙、⑤令和7年9月9日、⑥<http://shoutai.missionjapan.org/>

### （2）所轄庁転入

#### ・天理教東郷分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②3011505000241、③東京都北区堀船 3-37-12、④浅生正恵、⑤東京都知事・令和7年1月16日

#### ・天理教浪江分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②1380005007712、③福島県双葉郡浪江町大字権現堂字町頭1、④平澤薫、⑤福島県知事・令和7年1月28日

#### ・熊本ハリストス正教会

- ①キリスト教系・被包括（日本ハリストス正教会）、②7330005000336、③熊本県熊本市中央区新屋敷 1-18-15、④水野宏、⑤熊本県知事・令和7年2月1日、
- ⑥<https://www.ocj-kyushu.com/>

#### ・御国教会

- ①キリスト教系・単立、②4180005001591、③愛知県名古屋市千種区豊年町 8-3、④

朴升熙、⑤愛知県知事・令和7年6月1日

・**神乃尊会**

①神道系・単立、②1011105010312、③東京都新宿区新宿7-3-39、④宮入英実、⑤東京都知事・令和7年8月1日

・**主乃せかい**

①神道系・単立、②3130005001390、③京都府木津川市加茂町北小谷49-2、④和田美和、⑤京都府知事・令和7年8月1日

・**善明寺**

①仏教系・被包括（真宗大谷派）、②3200005005987、③岐阜県揖斐郡揖斐川町房島844-1、④廣瀬光、⑤岐阜県知事・令和7年8月1日、⑥<https://zenmyouji.info/>

・**理境坊**

①仏教系・被包括（日蓮正宗）、②1080105003534、③静岡県富士宮市上条2057、④山崎慈照、⑤静岡県知事・令和7年8月1日

・**インターナショナル・チャペル・ミニストリーズ**

①キリスト教系・単立、②4150005003707、③奈良県生駒市俵口町986-7、④モモセ・クリス、⑤奈良県知事・令和7年8月1日、⑥<https://www.ikomachapel.org/>

・**天理教津大教会**

①諸教・被包括（天理教）、②7190005000796、③三重県津市岩田22-18、④久保初雄、⑤三重県知事・令和7年10月2日、⑥<http://www.tenrikyotsujournal.site/>

・**天将神社**

①神道系・単立、②6140005006700、③兵庫県高砂市米田町米田435-2、④木下登志雄、⑤兵庫県知事・令和7年11月1日、⑥<https://tensho-jinja.jp/>

・**日本ミッショナリー・バプテスト連合**

①キリスト教系・単立、②1290005006475、③福岡県太宰府市五条1-14-18、④松島正道、⑤福岡県知事・令和7年11月1日、⑥<https://fbcd1964.wixsite.com/fbcd>

・**天理教相賀分教会**

①諸教・被包括（天理教）、②5190005003859、③三重県北牟婁郡紀北町相賀66、④太田有、⑤三重県知事・令和7年11月1日

・天理教明八十教会

①諸教・被包括（天理教）、②7240005005988、③広島県呉市宮原 8-1-13、④水野  
順理、⑤広島県知事・令和 7 年 12 月 4 日

・天理教金澤分教会

①諸教・被包括（天理教）、②3220005000706、③石川県金沢市芳斉 1-3-8、④二日  
市まや、⑤石川県知事・令和 7 年 12 月 8 日

文化庁の各種サイトです。ぜひ御覧ください。

ウェブサイト

<https://www.bunka.go.jp/>

広報誌 ぶんかる

<https://www.bunka.go.jp/prmagazine/>

X (旧・Twitter)

[https://x.com/prmag\\_bunka](https://x.com/prmag_bunka)

Facebook

<https://www.facebook.com/bunkacho/>

YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/c/bunkachannel>



文化庁広報誌ぶんかるキャラクター  
「ぶんちゃん」

## 宗 務 時 報 No. 1 2 9

---

発行日 令和8年3月31日  
編集・発行 文化庁宗務課  
〒100-8959  
東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
電話 03(5253)4111(代表)  
印刷 株式会社コームラ

---



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

